

平成24年第1回(3月)みなかみ町議会定例会会議録第2号

平成24年3月8日(木曜日)

議事日程 第2号

平成24年3月8日(木曜日)午前9時開議

日程第1 一般質問

- ◇ 阿部賢一 君 . . . 1. 雇用、定住対策
 - ◇ 島崎栄一 君 . . . 1. 木質ペレット工場の設置
 - ◇ 高橋市郎 君 . . . 1. 市街地形成に伴う住環境の観点から建築基準法の後退用地について
2. 中学校の運動部活動の外部指導者の活用を図ることについて
3. 中学校の保健体育で今春から始まる武道必修化の対応について
 - ◇ 原澤良輝 君 . . . 1. 広報の役割と町の責任
2. 子育て支援のさらなる具体化について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (18人)

1番	小林	洋	君	2番	内海	敏久	君
3番	中島	信義	君	4番	前田	善成	君
5番	阿部	賢一	君	6番	林	一彦	君
7番	山田	庄一	君	8番	河合	生博	君
9番	林	喜美雄	君	10番	原	澤良輝	君
11番	島崎	栄一	君	12番	高橋	市郎	君
13番	小野	章一	君	14番	中村	正	君
15番	河合	幸雄	君	16番	鈴木	勲	君
17番	森下	直	君	18番	久保	秀雄	君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長 鈴木初夫 書記 本間泉

説明のため出席した者

町長	岸良昌君	副町長	鬼頭春二君
教育長	牧野堯彦君	総務課長	篠田朗君
総合政策課長	宮崎育雄君	税務課長	石坂和利君
会計課長	永井泰一君	町民福祉課長	関章二君
子育健康課長	青柳健市君	環境課長	須藤信保君
上下水道課長	杉木清一君	農政課長	高橋正次君
観光商工課長	真庭敏君	地域整備課長	増田伸之君
教育課長	青木寿君	水上支所長	中島直之君
新治支所長	岡田宏一君		

開 会

午前9時 開会

議 長（久保秀雄君） おはようございます。

ただ今の出席議員は18名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

開 議

議 長（久保秀雄君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配布いたしました議事日程第2号のとおりであります。

議事日程第2号により、議事を進めます。

日程第1 一般質問**通告順序1 5番 阿部 賢 一 1. 雇用、定住対策について**

議 長（久保秀雄君） 日程第1、一般質問をおこないます。

一般質問については、4名の議員より通告がありました。本日は、4名の方より順次質問を許可いたします。

まず、5番阿部賢一君の質問を許可いたします。

5番阿部賢一君。

（5番 阿部賢一君登壇）

- 5 番（阿部賢一君） おはようございます。久保議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。雇用と定住対策、そしてまた若者の町外への流出をいかに防ぐことができるかということについて質問をさせていただきます。みなかみ町は過疎地域指定町村として指定を受けました。勿論以前よりもそれなりにいろいろと工夫をして施策をしていることは承知しているところでありますけれども、やはり人口は下降線をたどる一方であり、その原因というものはやはり若者が必然的と職がないがために都市部に流出してしまうその減少が原因では無いかと考えています。町としても子育て支援策、保育料の軽減策等を講じたり、また国に於いてもいろいろと右往左往する中でも、子供手当、高校の無償化などが実施されております。みなかみ町に生まれて小学校中学校そして高校までは、町に住んでいただいて通学していただいている訳ですけれども、やはりその後、大学そして専門学校等々へ進学するとそのまま、都市部で職を得てしまうという状況であります。勿論、ここに自分の求める仕事が無いから、都市部にその仕事があったり、自分の目標だったり、夢を追いかけるためにそちらで働くことは大いに結構でありますし、

青春時代を謳歌することは、なんらその個人の人生哲学とかの問題ですからそれは大いに結構ですけれども、やはりわれわれ自分たち世代の親のお話を聞きますと、願わくばこっちで仕事を探してやりたい。また、その娘さんや息子さんたちも職があればみなかみ町から通いたいというお話も多々耳にするわけであります。そういう中において過疎対策には決め手が無いというの也有ります。しかしながら、自治体によっては相当な投資をして若者の雇用が図られ、形勢、定住に結びついている成功例もあります。何もせずにいるよりも、多少危険が伴うとしても、町が働く場を確保するための施策を講じることについてどのように考えているのか町長の所信をお伺いいたします。一時質問ということですみません。

議 長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） ただ今、阿部賢一議員からご質問がありました人口の減をどう対応するのかという点について何点か申し述べさせていただきます。まず、現状でございますけれどもご指摘のように、みなかみ町の人口が減っている。特に若年層の人数が減っているというのは事実でございます。少し数字を申し述べさせていただきますと、国勢調査の結果によりますと、15歳から29歳この年齢層のくくりで申し上げますと、昭和35年が7,228人、昭和45年が6,641人、昭和55年が5,367人、平成に入りまして平成2年では4,344人、10年後の平成12年では3,739人、そして先般の平成22年の国勢調査の結果によりますと2,512名ということでございます。この数字を丸めて申し上げますと、50年前に比べると約3分の1、30年前に比べて約半分、10年前に比べても3分の2という数字で減少しているということでございます。したがって今後、この年齢層の人口を増やすというご指摘もございますけれどもまず当面、維持あるいはできるだけ減らないようにするためには、どうしていかなければいけないのかこのことについては、我がみなかみ町にとって非常に重要な問題であるご指摘通りの認識をしておるところです。そのなかで何点かお話がありましたけれど、若者の流出については多様なあるいは多岐にわたる要素が組み合わさった結果であるということで、今ご指摘がありましたように若者の流出を抑えるための対策ということでも、これさえあれば対策になるという一つの手でできるわけではないというのはご指摘の通りでございます。今、お話もございましたが、言い換えてみますと、企業誘致であるとか、住宅の確保、あるいは子育ての支援、そして教育、また地場産業の振興、そういうものための交流の促進等、色々な切り口で、各種の施策を横断的に組み合わせて行くより方法は無いとこれはご指摘通りだと思います。これまでそのような視点から幾つか施策に取り込んできてるのはご存じの通りだと思います。少しご説明させていただきますとまず、企業誘致といたしましては直近、矢瀬蟹杵工業団地にヤマキ株式会社の誘致が成功しました。それ以前の事例としては新治農村工業団地に現の会社でいいますと株式会社アイチコーポレーション、そして真政工業団地にはハルナビバレッジファクトリー株式会社、あるいはこのように製造業を中心に企業立地がなされ現在これらの工業団地累計で約1,000人の就労の場があるということ

でございます。新たな企業を町内に誘致するという点については、厳しい経済状況やあるいは経済の国際化の進展という理由からなかなか難しくなっておるといのは事実でございますが、引き続き取り組んでいきたいというふうにご考えているところでございます。また2番目に、若者の流出を止めるためにということで、適切な住宅の確保という策も重要だと思っております。まず1点は、公営住宅あるいは住宅団地の整備と大きくいって2つあるかと思っておりますが、公営住宅につきましては、昨日の議会の中で新たな公営住宅法に基づく条例の設定ということでしていただいたところでございますけれども、現在の所総戸数で521町営住宅がある中で85パーセント441戸が入居されているということで、逆に言うと空いている団地、具体的には水上地区ということで入居条件を緩和し若い人たちに入居できるような方策ということで条例の改正をお願いしたところであります。もう一方、住宅団地ということになりますと、うららの郷に75区画が造成が完了しておりますが、現在この内の29区画が販売されておましてこのうちの25戸の家が新築されているという状況でございます。これらの空いているところを今申し上げたような視点で活用するという点も重要でございますが、この間、土地開発公社で販売促進のための方策を検討してもらっているところでございますし、町としてもそれを支援していくという方向性についてはこの議場でもご報告しましたし、その方向は変わっておりません。とはいいながら関係者のご理解をいただくために現在詳細な検討を進め、さらにその結果必要な措置があれば上乗せしていくということでやっていきたいと思っております。そしてもう1点ご指摘がありました、今年度から新築や改築等を地元業者に依頼した場合、1件について20万円を上限に補助する制度を創設したという点、議員の皆さん方の検討もいただいて決定したところでございます。これについて、その成果というものを検証しながら、今ご指摘のありました、若者の定住に繋がるような運用の手法あるいはそれらのものについて検討しながら充実を考えていきたいと思っております。また、子育て支援も重要だというご指摘もございました。これについてもいくつかの間進めて来た保育園、幼稚園の給食費を含めた保育料の減額、これは相当の規模でやらさせていただきましたし、その後についても、子育て支援センターの運営支援、延長保育、そして医療費の無料化あるいは各種の予防接種の支援、これらについても展開してきたところです。平成24年度、あらためて親と子どもが一緒に過ごせる場所の提供あるいは、遊具等の整備、このようなところを展開していきたいという予算組をしているところでございます。今、国の支援、県の支援等のお話もございました。町が行います子育て支援策については現物支給の形で行うのが適切だと考えているところでございまして、地域の実態にあった子育て支援に係るサービスを提供するように、これにつきましては子育て世代のニーズを十分に把握しながら必要な施策を展開していきたいと考えておるところでございます。また、教育問題についてもご指摘がありました。これについては、新治小学校の新築、水上中学校の新築、というのを含めまして将来の小中学校の施設の耐震化については一足早く整備を進めたところでございますし、特別教育のための支援員の配置というのは重点を置いてやっております。また小学生の奄美等の国内交流、あるいは昨年ご指摘いただき開始しました、中学生の海外派遣事業等にも取り組みまして、これらは正に明日を担う人材を育成するため

の施策ということでございますし、これらの事業に継続して取組み、その趣旨目的は今のお話のありましたように、ふるさとを愛しそして地元に住み続けたいという若者を一人でも多く輩出したいということが大きな目標でございます。教育委員会と連携しながら教育の充実努めていきたいと思っております。また5番目に申し述べますが、一番大きな問題としては、地場産業の振興というものがあろうかと思っております。観光、商工業、農業等町内の各種産業の振興というものにつきましては、若者の雇用の場を確保するという意味でも新たな企業誘致に匹敵する、あるいはそれ以上に重要なことであろうというふうに思っております。農産物や加工品の付加価値を高める施策、あるいは地域の資源を利用したアウトドアであるとか文化活動に関する各種体験メニュー等について品質を向上させ、多くの方に来ていただくことが雇用を広げることになると思っておりますし、地場産業のブランド化ということにつきましては商工会等々連携する中で取り組んでおるところでございます。1点だけこの所で申し上げさせていただきますと、昨日もご議論願った新しい課の設置でございますけれども、交流推進等、商工業振興これを連携し地域づくりを進めていくということで文化や地域づくりを通して、今申し上げたような高付加価値化であるとか地域産業の支援というところを担当させたいということでございます。いろいろと申し述べましたが、過疎対策、若者の流出を留めるための施策というのはご指摘通り各種の施策を総合的に組み合わせて行くことが何よりも大切だと思っております。これらにつきましては阿部議員を始め議会の皆様方あるいはその他の多くの町の方々からアイデアであるとかご意見を頂くなかで、若者がみなかみ町に住み続けたいというような有効な施策を模索する中で展開して行きたいと思っております。ぜひ議員各位のご支援とご協力を賜りたく思っているところでございます。まず第1弾のご質問について答えさせていただきました。

議 長 (久保秀雄君) 5番、阿部賢一君。

(5番阿部賢一君登壇)

5 番 (阿部賢一君) いろいろと子育て支援、そしてまた教育等についてはそれなりに工夫して一生懸命に取り組んでいるということで、子供を生み育てるならみなかみ町というようなことが伝わってまいります。しかしながら以後、解決策は無いですけどやはり若者が例え一人でも二人でも多く残っていただく、そんな方向に向けるために先ほど町長からお話がありましたけれども、例えば住宅修繕の助成事業なんかも、若者が定住するそして勿論地元業者を使って新築する時などは、20万円が上限ですけども特例である程度、上乘せする。そういう考えもあっても良いのかなという気がしております。これは後々にまた詳細検討をさせていただきたいと思っております。それと、企業誘致の関係、先ほど答弁あったわけですけども、その後、町に対して打診なり、情報等が入っているとすればお聞かせ願いたいのですけども。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長 (岸 良昌君) 端的に申し上げますと、新たな企業誘致で具体的な誘致活動に入っている

という段階のもはまだございません。若干、そこのところを申し述べさせていただきたいと思っております。現在企業誘致、特に地方に対する企業の進出というのは極めて難しい状況にあると、先ほど一言では経済の世界規模での展開という言い方を申し上げましたけれども、現実的に非常に難しくなっておることがございます。少し申し述べさせていただきますと、グローバル経済が益々進展する中で、あえて言いますと、昭和の時代まで地方への企業に進出というのは非常に大きかったわけですが、地方というものが既存の大都市であるとか工業集積地域よりも土地代あるいは人件費の面で非常に有利であったという時代はあったわけですが、現在どういう状況になっているかという、企業があるいは資本が世界を動いております。そういう見方からすると対象地域が全世界に広がっているということでございます。例えば日本企業の海外進出の実績が積み上がるにつれまして、新しい企業が海外に出て行くというときに社会リスクだとかカントリーリスクということが言われるわけですが、これは相対的に低下している出やすくなっているということがあります。それでどういうところに新規に出ていくかという、例えば人件費で比べると国内の5分の1、10分の1というところを選んで出ていくわけです。これらについてはその時々で集中する場所が移動しながら世界中に展開しているということがあります。1点例をあげさせていただきますと、つい先般タイのチャオプラヤー川の洪水によって非常に大きな日本企業が被害を受け、そのことが日本国内の経済活動にまで影響するといったような構造になっています。そういうことですからそういう事態は難しいということと、もう1点最近言われてますのは、円高が非常に激しくなっております。このことについて販売先が海外の国内企業というのは多々あるわけですが、そういう企業に言わせると、円高が進めば進むほど販売が海外であったときにですね、海外で生産していれば円高リスクが避けられるというようなことも言っております。そんなことで従前に比べて企業誘致という条件について難しくなっていると思っておりますけれども、ヤマキの例に見られますように国内に新規に企業を展開する、あるいは工場等生産設備を増強することについては販売が国内に限定されているとかあるいは特殊な原材料が国内でしか調達できないと、そういう企業あえて言わせて貰いますと地縁的な企業といいますか国内で生産に携わることが有利なんだという企業があることも事実です。そういうところ国内でのそういう企業に適切にですねアプローチをかけていくということが必要だと思っております。これについては厳しい状況なので情報をおさえることが一層難しくなると申し上げます。ちょっと長くなりますが1点、可能性、これについては県も力を入れておりますが、東日本大震災以来ですね企業が災害時の備えということについて敏感になってきているということがございますので、例えば本社機能のバックアップであるとかオフサイトセンターといえればいいのでしょうか、そういう機能の施設を新規に設置させるというようなことも検討している企業もございます。そういう意味では地震などの災害に強い、あるいは首都圏からの交通の便も良いというみなかみ町の特徴を活かしてですね、それらの企業誘致を進めていく。これについては群馬県も力を入れていくとっておりますので協調して進めたいと思っております。1点だけご報告させていただきますと、群馬県の企業誘致の拠点として「ぐんまちゃん家」、群馬県総合情報センターこれが設置されております。

すが、新年度からそこへみなかみの職員を派遣して一般的に観光情報の提供にあたらせるだけだけではなくてですね、今ご指摘のありました進出したい企業の情報収集であるとかあるいは誘致に関するみなかみ町の特徴等の情報発信、これらについてもあたらせたいと考えているところがございます。ひとまずここまでの答弁とさせていただきます。

議 長 (久保秀雄君) 5番、阿部賢一君。

(5番阿部賢一君登壇)

5 番 (阿部賢一君) ぜひととも県と連携しました、協力し合う中で企業誘致というのもやっぱり選択肢の中で優先すべき順位だと思いますので、引き続き取り組んでいただきたいと思います。企業誘致が国内でなかなかこういう経済状況であったり、円高だったりということで厳しい状況というのは勿論、私自身も承知はしております。となると仕事というやはり、町内の商工業、農業その振興策、活性化しか無いのかな、また新規事業を若者が立ち起こすというようなそういう展開しか無いのかなという気がしております。そこで「まちづくり交流課」という中に商工業の振興という課を設けて活性化を計ろう。そしてまた併せて農業、観光の振興を計る。そしてまたそれがぜひ雇用に結びつくように、これ4月1日からで議会の議決をいただいていませんからまだですけれども、かなり町民の皆さんもそういうことで期待をしたいと思いますのでしっかりと身を締め行政当局は、町民のためにあたっていただきたいと思います。次なんですけれども、町うちでできることは買い物でも公共事業でもあらゆるものは町うちで経済を回す、これが基本で無ければならないと思います。これが町うちの経済の活性化に繋がるということでその辺も職員一人一人が、そして我々も、もう一度心がける必要があるのかなというような気がしております。そこでですけれども当局にはちょっと愚問になるかも知れませんが、本年度の当初予算で移住定住促進事業で22万4千円計上がされていると思います。これは、町が議会で提案した定住促進事業の予算ですけれども、その町の職員が町外に住んでいる職員が何人いるか、予算を要求している中で職員が町外に何人居住しているか教えて下さい。勿論、前段で居住の自由というのは憲法で保障されていますから、町内へ移住しろと義務づけることはできないことは重々承知しています。またお嫁さんに行ったり、お婿さんに行ったりとか家庭の都合で町外に出て居住する。これも致し方ないことでありますから、それをどうのこうの言うつもりもありませんけれども、とりあえず現段階で町外に居住している職員は何名いるか教えて下さい。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長 (岸 良昌君) 数字で申し上げますと職員は現在288名です。その内ですね、例えば前橋、渋川及び沼田市等の町外に住所をおいている職員、これについては49名でございます。その中身についてはいろんな状況があるということについては今阿部議員のおっしゃったとおりでございます。

議 長 (久保秀雄君) 5番、阿部賢一君。

(5番阿部賢一君登壇)

5 番 (阿部賢一君) ですから外に住んでいるから悪いというわけではなく、その辺は誤解しないで聞いて貰いたいと思います。町、我々議員も町長もふるさととは違ってもみなかみに住んで、ふるさととはみなかみかみで今あれですけど、やはり町と町外に住んでいる職員の方これはもうだからといって人口が減っているからみなかみ町に住めと、そういうことは無理としましてもこれから若い職員が結婚して所帯を持ったりとかする場合にはそれは義務づけることは出来ないにしろ、やはりみなかみ町の職員である以上はそういうみなかみ町内に住んでいただくような取り組みそれを出来るか出来ないかとか、しようと思うかという町長のその辺のお考えをお聞かせ下さい。

議長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長 (岸 良昌君) 正に今阿部議員のおっしゃったとおりだと思います。まあ1点、あのいろいろな状況で町外に住んでいるというのは事実でございますのでこれをどうこうしろというのは出来ないといのはご指摘通りです。ただ行政上の観点から一つだけ申し述べさせていただきます。例えば災害時などの有事の時であるとかですね、そういうときにも町内に住んでいて貰った方がありがたいというのは事実でございますし、例えばこの間、女川に派遣した経験に基づいてそれぞれの行政区の詳細な避難所あるいは避難経路の検討をするといったようなときに、やはり地域に住んでいて、勿論そのふるさとがあり情報は分かっているということはあると思いますけども、町内に住んでいた方がいろいろと意思疎通が図れると、こういう事も事実でございますので、出来ればそういう方向で考えて貰いたいと、これは事実でございます。今のことでちょっと申し述べさせていただきますと、例えば役場の職員が町外に住まないように町内に家を作るときに役場の職員に特別に支援するとかですね、そここの施策というのは一般町民とのバランスで非常に難しい点があるかと思っております。これはまた、先ほどご指摘のあった住宅修繕助成の拡充というところで一般的に若い方が家を作ろうと、特に地域に縁のある方が作ろうというときには支援できるような制度とこれ非常に重要な制度だと思っております。それが具体的にはおっしゃいませんでしたけども今作った20万円という限度でそこまできけるだろうかといったようなことがあります。ですから特定の町内の関係者、例えば若者で新たに家を作るとかふるさとがみなかみの人であるとかいろいろな条件の付け方があると思います。どの部分どの程度まで支援するのか先ほど一言でご指摘もありまして私もお答えした住宅修繕制度始まったものを拡充によって若者が家を作りやすくする方法はなんなんだか、これについては本当に意見交換させて貰いながらいい手法、そしてどのぐらいの財源的な支援まで町として必要なのかよくご相談をしながら制度の充実、目標を絞った制度の充実というのを考えていきたいと思っております。

議長 (久保秀雄君) 5番、阿部賢一君。

(5番阿部賢一君登壇)

5 番 (阿部賢一君) その住宅の助成事業も含めた中でぜひ積極的に取り組んでいただきたいと

思います。職員の方が49名いるわけでありませうけれど、極力ですから、なるべく去年みたいな災害があったときにやはり町民というのは行政を頼る。そういうときにいち早くその行動を起こすためにも直ぐ招集して集まれるようなそんな勤務地、勤務態勢が理想なのかなという気がしております。ただ前段申し上げましたように居住の自由は保障されておりますからそれ以上なにも言ってみようがないのですけどぜひそういう取り組みでお願いいたします。次に自治体、町においてもですねワークシェアリングによる雇用を実施するところがある訳なんですけども本町においてはそのような研究とかはされているのかお聞かせ願います。

議 長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 今のワークシェアリングの点です。ちょっと2点ほど違う視点から二つ申し述べたいと思っております。我がみなかみ町の職員数につきましては既にご存じの通り町の方々のご理解とあるいは職員の自発的な協力によりましてこの6年間で100名以上の職員数が減少しております。そういう中で行政サービスを確保しながら職員数を減らすということで町で行っていた業務を民間へ委託しているということもございます。そしてその業者が町の人を雇用してくれるということが町全体に中でのひとつのワークシェアリングにあっているのではないかと思います。具体的にご存じのことですがスクールバスの運転業務、あるいは給食の調理業務、これを民間委託し地域の方を雇用して貰うように進める中でやってきております。そしてまた定性的、定常的な業務、あるいは特別に専門的な期間が限られた業務、これらについては積極的に外部委託を図って行きたいと思っております。今までの中でもアウトソーシングについては経費の節減だけを目的にしているわけではなくて、そういう形で効率的な行政執行にあたっていききたいということは申し上げてきたところでございます。そういうところで役場内部としてのワークシェアリングではなくて町全体の雇用を見た際のワークシェアリング、そういう同等の効果ということで考えていききたいと思っております。研究しているのかというご指摘については、直接役場内の業務を役場内でワークシェアリングすることについては現在、県内では太田市が取り組んでいるというふう聞いております。これらの調査の結果としてはですね太田、ご存じの通り自動車工場等が相当閉鎖され解雇されていると、これを市内居住者を対象としまして窓口業務であるとか土木現場で臨時職員として採用していると。そしてその経費については、市職員1,500名の残業費を減らす中でその財源を充当しているというのは聞いております。しかしながら、臨時あるいは嘱託という形で数多く役場の中で直接雇用をしていくという手法よりは、先ほど申し述べた専門的なあるいは定常的な部分については外部の力をお借りする。そして雇用は町内の人だという形態の方が好ましいのかなと思っております。いわゆる役場内部でのワークシェアリング、勉強してないわけではありませんけれども、次の展開としてはやはりアウトソーシングをしていくということの方が良いのかなと思っております。ところでございます。

議 長（久保秀雄君） 5番、阿部賢一君。

（5番阿部賢一君登壇）

5 番（阿部賢一君） わかりました。民間で出来ることは民間。そしてそこで雇用するのは町民の方、そういう形でやはり雇用の消失を計っていただきたいと思います。ちょっと戻っちゃうんですけどまちづくり交流課、昨日、提案理由の説明、そして質疑の中で職員が10人という様なお話を伺いました。昨日おおざっぱな提案理由の説明だったんですけども、具体的にぐんまちゃん家にその課の職員が派遣されるんですか。

議 長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） ここについてはですね、その所属をどうするかというのはこれから変えることは可能ですが、今のところは観光課に配置した職員を出そうというふうに思っているところです。勿論、ご意見頂いて企業誘致等々に力を入れた方が良く、ついでには派遣の時の元を交流課におくということも可能だと思います。そのところは柔軟に対応したいと思っておりますけども、観光課の所属で派遣したいというふうに今動いているところです。

議 長（久保秀雄君） 5番、阿部賢一君。

（5番阿部賢一君登壇）

5 番（阿部賢一君） 何れにしろ新しい課が出来るという事は前段申し上げましたように町民の方も期待するわけでございますけど、期待に応えるような仕事、取り組みをお願いしたいと思います。最後に町長に全体的な中での質問なんですけど、過疎対策また若者の流出というのはこれは解決策は無いわけでありましてけれども、町長としてやはりみなかみ町の特色を活かした中でこういう方向で俺は何とかやりたいんだというような思いがありましたらお聞かせ下さい。

議 長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 先ほどお話がありました新規の企業誘致これについては非常に条件が難しいというのがあると思います。そしてあまり申し述べたく無いんですけどもヤマキさんに入って貰うときに地域に水があるとかあるいは平坦な工場用地が用意できるということで来ていただいたわけですけどもその雇用について現在派遣まで入れると85名の雇用になっているわけですけどもこれについては町内雇用がいわゆる正規的な町内雇用としては20名だということでこの辺についてはこの採用時点での正規職員の数を増やして貰うこと等については相当強力に調整した結果でございます。とは言いながらももちろんこれずっといていただく所ですからその雇用の場が永続的に確保できるということで非常に有り難いことですけども雇用力という意味で言うとですね、町内観光の町そして農業の町であるということは事実です。農業のブランド化、多くの方に来ていただいてそして地域農産物を買っていただくことあるいはこれは若者の数を増やすというよりも減らさないように

という言い方をしたのと同等にですね、旅館であるとか宿泊施設、観光業これについてなんとか今の形で町も一緒になって支えながら頑張っって貰いたいと。観光関係の雇用力というのは非常に大きい。つまり、例えば同じ1億円を収入として企業が稼ぐときも、工場生産等に比べて人件費の占める割合が非常に高いということでございます。ということは雇用力が非常に強いということですから、この辺については今までも力を入れてきましたし、何とか観光そして訪れてきた人を対象とした農業、先ほど一言で申し上げました地域の経済の特徴を活かしてですねそれをさらにブランド化を進め多くの方に来ていただくと、これについて今まで通り力を入れていきたいと思っているところです。それが産業振興に繋がり雇用の確保に繋がりそのことがやはり働く場があるということによって若い人に残って貰うということに繋がると思っているところです。

議 長 (久保秀雄君) 5番、阿部賢一君。

(5番阿部賢一君登壇)

5 番 (阿部賢一君) 勿論観光振興そして中小企業そして農業いろいろ各分野があるわけですが、やはり町が一つなんだという思いで連携する中でブランド化そしてまたお客さんに来ていただくような活動を、営業を町も待っているのではなくて、どんどんどんどん営業に出るときだと思えますよねこういう時代は。勿論地域間競争というのが激化しているわけですから他の自治体に負けないようにも営業をするんだという意気込みで一人でも多くのお客さんに来て貰う。そして活性化することによって雇用がある程度その延長線上にあるならば多くの方に理解は得られると思うんですよね。町民の方の雇用があればそういう面においてやっぱり強力に取り組んでいただきたいと思います。それについて。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長 (岸 良昌君) 今ご指摘の点についてはこの間、相当強化してきているつもりでございます。これについては例えば昨年で申し上げますと群馬県の方で香港を含めてですね観光振興のために県が行くというときに従前、町の方では予算を用意していなかったわけですが、急遽の補正予算について議会の方もご理解いただいてそのことによって知事と一緒に、知事が海外で観光振興をやる時にですね、町内の方々あるいは観光協会に行って貰うことが出来たということもございます。そしてまた教育旅行等について教育旅行協議会を中心として力を入れているわけですが、つい先般議会の方が昨日ご報告がありましたように台湾の方に具体的な活動として行っていただいていると、これらについては議会であろうが町であろうがコストはかかることですが、これについてはその効果を表す中で町の方々のご理解も得られるものだと思っておりますし、さらに積極的に努めていきたいと思っているところです。

議 長 (久保秀雄君) 5番、阿部賢一君。

(5番阿部賢一君登壇)

- 5 番 (阿部賢一君) 行った本人なのであれなんですけど、確かに国内では東北が例えば復興するとやはり国内の方は支援の一環として東北方面にどうしても流れちゃうのかなというような気がしております。そしてまた人口減少を見る中で消費人口も、そうやって動く人間もこれからどんどん減っていくわけですから、やはり香港なり中国なり台湾なりというそういう所に目を向けるということは、これは必要なことだという風には、町長は勿論認識して、大沢知事も勿論そういう中では認識してくれていると思いますけども、一緒になって誘客に取り組む姿勢が必要だと思いますし、それは一過性では駄目でやはり教育旅行が組める中で長く続けて信頼関係をさらに構築する中で継続して定期的に、例えば教育旅行ならそれぞれの高校に来ていただくような。そしてまた、みなかみ町からも例えばそちらの台湾なり中国なりへお伺いするそんな体制が整えられて長くおつきあいができればいいのかなと思います。そしてそういう子供たちが成長する中で大人になった段階でもいろいろと交流ができればまた、なお一層の誘客に繋がるのかなというような部分で期待しております。また、そういう風に取り組んで行きたいと思っております。いずれにせよ流出には、歯止めがかからないわけですが、町、議会、そして町民一体となって、町長の言葉を借りるならば増やすことは難しいかも知れないけれど、少なくとも現状維持、そして赤ちゃんの声が一人でも多く聞こえるような町にして行くべく一緒になって行政そして議会が町民の方々の理解を得る中で協力しながら取り組んで行きたいと思っております。また、当局の皆さんにはそうしようではありませんかという投げかけをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長 (久保秀雄君) これにて5番、阿部賢一君の質問を終わります。

通告順序2 11番 島崎栄一 1. 木質ペレット工場の設置について

議長 (久保秀雄君) 次に11番、島崎栄一君の質問を許可いたします。

11番 (島崎栄一君)

(11番島崎栄一君登壇)

- 11番 (島崎栄一君) 通告に従い、一般質問いたします。木質ペレット産業の推進ということでやりたいと思います。みなかみ町の発展を考える時、町の強みは何なのか、町にはどんな資源があるのか認識し、その特徴を上手く活かすことが必要だと思います。みなかみ町の特注はなんと言ってもその広大な面積です。780平方キロメートルは県内1、そしてその8割が山林です。広大な山林を上手く活かす産業をみなかみ町に起こすことが必要ではないかと思っております。現在でも林業など山林を活かして暮らしている人がいますが、もっと盛んにできるのではないのでしょうか。さて、この正月にテレビを見ていたところ、池上彰氏の番組が放送されていまして。サウジアラビアのことをやっていたのですが、プール付きの大豪邸が紹介されこれでも中流家庭ですと、その豊かな暮らしが伝えられていまして。そのサウジアラビアの豊かな暮らしを支えているものは石油です。みなかみ

町の各家庭や職場で冬の間、毎月何万円もの灯油を使って暖房していますが、そのお金がサウジアラビアに流れ彼らの豊かな暮らしを支えているのです。その暖房費、灯油代を町内に流せばその分町内に雇用が生まれ収入が増加します。そこで灯油の代わりになるのではと、山林を活かす木質ペレットに注目しました。この2月、総務文教常任委員会の研修で上野村の木質ペレット工場の見学に行ったのも、実際にものになるのか実物を見てみようということでした。木質ペレットは欧米では何十年も前から日本でも北海道や岩手県では2000年代に入り、木質ペレットストーブの販売が急速に増えています。みなかみ町にもペレットストーブを販売する業者もいてこれまで20台位を販売したそうです。木質ペレットの経済性はカロリーベースで比較した場合、灯油よりも2割ほど安く重油よりも少し高いくらいようです。上野村では販売が1キロ40円、原料の木材仕入れが、1トン3,150円といったところで検討されていました。みなかみ町の山林面積は約6万ヘクタール、1ヘクタールあたり150トンの木材資源があるとすると、その量は900万トン、1トン3,000円なら270億円になります。木質ペレットにすると3分の1に減りますので、300万トン、1キロ40円で販売すれば1トン40,000円で1200億円です。その全ての資源を木質ペレットのはできないのかもしれませんが、しかし木材資源はとっても無くならないまた生えてくる再生資源だということを考えたときその可能性を追求する意義は大きいのではないのでしょうか。町のガソリンスタンドで木質ペレットを販売し、木質ペレットストーブに対応した住宅建築を町内の業者が受注すればさらに大きな経済効果が生まれてくると思います。町にある資源を活かし収入を増やしていくために、みなかみ町が木質ペレット産業を推進していくことを望みます。上野村ではこの木質ペレットの工場を造るのに予算としては2億7000万円くらい使ったと、確か全額は使っていないと思うんですけどそのくらいの予算で考えていまして、半分は県の補助金で賄えたということを書いていました。もしみなかみ町でやる場合は、勿論半分県の補助金を使うそれから後の半分は、過疎債なり合併の特例債なり使えるものがあればそれを使ってやればいいのではないかと思います。上野村では、収支とんとん。赤字にならなければいいと村長は考えていると聞いてきたのですけども、みなかみ町はぜひ利益を出すように例えばですね、売り上げの5パーセントから10パーセント。金額で言えば500万円とか1000万円とかそれを毎年利益として町に納めるようなそういう計算で成り立つような工場を造るべきではないかと思います。収支とんとんということは、補助金を貰ってたってそれをずっと使ってそれが終わったら終わり、食いつぶしみたいなものです。ですけども、利益を出して、その利益を貯めていけば壊れたときの修繕、または利益が出るならもう一個増やそうということで2倍に増やすとかですね、利益が出て始めて事業の継続性が出てくると思いますので工場を造る場合はきちんと計算をして利益を出して行くようにして貰えばと思います。いったん此处で閉じまして返事を聞きたいと思います。

議長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長 (岸 良昌君) ただ今、木質ペレット産業を推進してはどうかというお話がありました。答弁があちこち飛びますので、混乱を避けるため先に結論を言わせていただきます。木質

ペレット産業を推進するという一般的な話の中で特に「木質ペレット製造工場を町が設置せよ」ということをございますので、一言で申し上げますと今ご指摘のありました採算性、これの確保ができないということから慎重でありたいというふうに思っているところをございます。順次答えさせていただきます。まず最初にご指摘のありました。みなかみ町の特徴が広大な面積がある、あるいは豊かな森林資源に恵まれている。これは極めて明確でありまして、これまでも町政の展開においても重要な地域資源として意を払い施策の展開に努めているところをございます。そしてまたさらに森林を活用した林業の活性が求められている。これはご指摘のとおりでございます。数字で言わせていただきますと、町の総面積がヘクタールで言いますと78,091ヘクタール、森林面積は70,244ヘクタール。民有林がそのうちの13,377ヘクタールで、残りが国有林等であるということです。民有林の中で今申し上げた数字のうちの4,143ヘクタールが人工林になっているということです。林業の状況についてはご存じの通りですけれども、日本が森林国であるにもかかわらず、木材の自由化の影響等によりまして、林業が非常に現在厳しくて、手入れの行き届かない森林がどんどん増加していると、そしてまたそのことが有害鳥獣被害の増加の原因にもなっているということです。これはどうしているかということにつきましては、水源のまちみなかみ町として「防人宣言」あるいは「環境力宣言」を行って、森林整備に積極的に取り組むという方向性を明らかにして、具体的には「利根川源流森林整備隊」を平成20年8月に設立して、利根沼田森林組合とともに、間伐あるいは下草狩り等を進めまして、現在までの実績で町内34カ所で、375ヘクタールの森林整備を実施してきたということです。そしてまたこの重要性に鑑みてこの間、国、県等においても、森林林業の再生ということで平成21年には基金が創設されましたし、このことによって間伐については加速化され再生事業が進められております。このことについては、先ほど申し上げた利根川源流森林整備隊と利根沼田森林組合が協力して、この再生事業にも取り組んできているところです。また、群馬県は森林県から林業県へという言葉掲げて林業振興に力を入れているところです。その中で県産材の流通、加工を促進するため平成18年には藤岡市に県の産材センターが設立されました。平成23年には渋川市、旧子持村の地域ですけれども、2カ所目の渋川県産材センターが建設されました。これは後ほどの数字に関わってきますのでその特徴を申し上げますと、渋川センターについては、通常木材としての取引がされないC材といわれている燃料材だとかチップ材になる木材、これの買い取りを行うということが始まりました。したがって、今までは放置されておりました間伐材等の従前の未利用材、これをそこに運び込んで活用するという体制が出来たところです。数字で申し上げますと、間伐を行った時に、山の状況によって違うわけですけれども、通常ヘクタールあたり20～50立方メートルの間伐材が伐採されるといわれています。この間伐材については従前、搬出にコストがかかるあるいは搬出しても売れないといったような事から山の中に放置される、林内に留めおかれるということでありましたけれど、今言った渋川の県産材センターのお陰でこれまでよりも間伐が促進されるという効果は期待されます。さてまた別のお話です。原油価格の問題ですが、ご指摘のあった中東の油田オーナー、あるいはその一族が大富豪であると。これはもう世界中の人が知っているところ

でございます。この歴史をみると石油の利用、原油の利用が本格的に世界で始まってから、誰が原油の採掘権を持っていたかとこれについては、いわゆる欧米の石油メジャーが持っていたというわけです。これについて中東から資源を収奪していると長くいわれていたわけですが、ご記憶にあると思います。1970年、日本では第1次石油ショックといわれていますけども、原油1バーレルがそれまで2、3ドルで取引されていたものが、倍になったというものが1970年です。現在その時の1973年に第4次中東戦争がきっかけだということですが、アラブ石油輸出国機構いわゆる OAPEC、これが発言力を持ったということで現在、原油生産量のコントロールも価格についても産油国の意思が強く反映されているという状況になりました。そして今どうなっているかという先ほど申し上げた1970年で1バーレル2ドルから3ドルであったものが110ドルを超えるという水準になりました。これが客観的なあるいは石油を巡る状況でございますから、このことについて今ご指摘のように原油に依存せずに、他の資源を特に暖房に活用してはどうかというご指摘が出てくる所です。それで暖房のエネルギー源として石油に変えて森林資源を利用すると、これの一番重要な点は、再生可能エネルギーの利用を促進するという点だと思います。これは今島崎議員からもご指摘がありました。そしてまたそれが上手くいけば、地域の産業や雇用の拡大にも繋がると、これはご指摘通りです。しかしながら採算性の問題を今検討するときに1リットルあたり灯油が90円という状況と比較しても、まず1点経済性、これについては数字上とんといへるかという先ほどのお話の通りだと思います。若干それよりも悲観的だという試算を持っております。あるいは輸送の利便性、これについてはどうしてもペレット材といえども灯油の利便性に比べると落ちるというのは事実でございます。したがって今どういう事かという徐々に始まってはいるけれども森林資源を暖房の主流にするというほどには利用者あるいは消費者、その理解が進んでいないというのは事実でございます。とは言いながらですね、今回、常任委員会の方で上野村の木質ペレット製造工場をご視察いただいたと、これは誠に時期を得ておまして、あらためて申し上げますが、総務常任委員会に限らず、町議各位が幅広い課題にいつも熱心に研究いただいているということについては敬意を払っておりますし、感謝申しあげるところです。上野村の木質ペレット工場がかつかつの採算制のもとに運営されているというご指摘でしたけれども、事実そうだろうと思います。このことについては、経験で申し上げますと、上野村についてはその特質が反映されていると、一言で申し上げてしまいました。というところだと思っております。それで、カーボンニュートラルな燃料として木質ペレットが優れておるということは申し上げました。ただし順次申し述べますと、ペレット製造工場の運営というのを考えたときに、材料となる木材の集材にかかるコストがいくらなのか、これについては先ほどご説明したように渋川県産材センターで運び込んでくればC材であって1立方メートル4,000円で買い取るということです。それ以下の木材については、立方メートルあたりでなくて、重量で1トンあたり4,000円という事ですから、4,000円より若干落ちる3千5,6百円という数字になるかと思えます。立方メートルに直すとですね。その水準でそれを乾燥しペレットに製造していくというときにコストがかかって来ます。したがってどれだけの量が山の中から搬出で

きるかという点ではありますが、それについては各種の手だてで徐々に増えていくと、これはその通りです。出てきたときに渋川まで持っていけば4,000円で買ってくれる。その場合に木質ペレット工場を造ったときにいわゆる原材料の仕入れ単価は、その水準以上でなければ持ってきて貰えないということになります。それが原材料です。それを乾燥し製造するというようになってきますと、先ほどご指摘のありましたカロリーベースの単価ということについても下がってくるのではないかと思います。先ほどペレットとして1キログラム45円ということで上野村が考えていらっしゃるということがありました。現在、前橋で製造されているペレットが1キログラムあたり42円で販売されると、この42円については研究施設がその地域内のペレットを製造しているということもありまして採算で考えていない。しかもペレットの内容としては非常にカロリーの高いものであるというふうに聞いていますけどもその販路は、販売のための輸送コスト等もかかり、なかなか多くは広がっていかないというのが現状だそうでございます。そしてもう1点これは先ほど経済を回せば良いのだというご指摘と同等なんですけども、ペレットストーブあるいは木質ペレットを使った温室の暖房等のボイラー、これについてですね、製品開発が進んでいないということがあろうかと思いますけども、石油等の暖房材料を使用する、暖房製品に比べて非常に高くなっているというのが現状でございます。そしてもう1点ご指摘がありました欧米等においてはペレットストーブが相当販売されており使っている人も増えているという点です。あえて申し述べさせていただきますと、国土面積が広大で森林に囲まれている例えばスウェーデン等の北欧3国ではですね、従前から暖房というものは、森林資源を活用するんだということで、石油資源に依存しないという伝統的な形で暖房を行ってきたという文化と伝統が色濃く残っています。その中で薪に比べて木質ペレットというのは有利であるから木質ペレットに薪から徐々に移ってきている。消費者が増えてきているというのは事実のようでございます。木質ペレット特徴ということでいろいろ言われておりますことをここで再度触れさせていただきますと、6点挙げられています。1つは、大きさが均一でそろっている。2つ目に、一定の硬さがあって、形くずれしにくい。3つ目として、小型の顆粒状なので軽く、取り扱いに手間がかからない。そして、品質が安定していて燃焼効率がいい。ペレットは含まれる水分の割合が低く、着火しやすい。あるいは、搬送、保管に便利で、長期間の貯蔵も容易。といったようなことが言われておりますが、これは全て薪と比べての優位性ということですから。それぞれの項目について灯油と比べてどうなんだということになると今挙げた6つのことが全て利点ということではないと思います。ただし、繰り返しになりますが、カーボンニュートラル。分かりやすくいうとCO₂を余分に発生しないという生活スタイルにしたいという方であるとか、あるいは燃えているのを目で見て目でも温まれるという生活の質の向上を求めている方が増えてきている。これは事実ですし、そういう中で我が国でも薪ストーブの使用をする方も増えている。という方々が今申し上げた薪に比べての利点からペレットストーブに転換される、あるいは薪に行くよりも最初からペレットストーブに行くところという事実はあります。しかしどのような設備でも先ほど経済効果があるというお話については、新規の購入が必要となれば当然経費がかかるわけですからその分で経済循環が生まれる。これは当然のことです。ただし、

そのような新規需要を発生させる時には購入する人の経済力も必要ですし、同時にそういうものを消費したいという誘因要素がどうしても必要です。これは例を挙げるまでもなく、携帯電話がどう展開し、いきなり iPhone が始まったらどんどん普及するというのは商品に魅力があるからだと思います。そういう観点からいうとペレットストーブがそのような商品にはまだ育っていないというのが現状だと思っております。繰り返しになりますが、カーボンニュートラルな生活、地球に優しい生活スタイルを確立する、そのことが町の活性化にも繋がる。これは上手くいけばご指摘の通りです。ですからそういう生活スタイルに誘導してゆくというのも町政の一つの使命だというふうには思っております。このことを踏まえて、現在商工会を事務局としまして、森林資源を活用した新産業創出調査研究事業ということで既に、「新エネルギー循環型燃料資源調査研究会」これを立ち上げておりまして、間伐材の集材方法あるいはそのエネルギーをどう利用するのか、様々な角度から既に調査を行ってくれています。その検討結果を待って、ペレットという形にこだわらず、時代に則した木質バイオマスをどう活用していくかと、これについての提言を受けて、その段階で次の事業化の検討を始めて行きたいと思っておりますのでございます。以上ご質問に対する木質ペレット工場を早期に建設してはどうかということについては、今の採算性があるであろうというご指摘については上野村の特質の元にそういう計算が成り立つのであろうということと、さらにご指摘のありました、とんとんではなくて経済性を追求しろということであると現在の段階では非常に難しいというふうには思っておりますので、早急には工場設置は難しいと思っておりますのでございます。以上でございます。

議長 (久保秀雄君) 11 番 (島崎栄一君)

(11 番島崎栄一君登壇)

11 番 (島崎栄一君) 11 番 島崎栄一君

早急には難しいのではないかという返答だったと思います。経済性ということでは、1キロ40円でカロリーで1リットルの灯油に対してどのくらいのカロリーがあるのかということと半分よりちょっとあるくらいということですから、2キロで灯油1リットル分の熱が出るということです。とうことは上野村の1キロ40円ですと2キロで80円ですから、灯油は今90円ですので10円安いということで、一般的にも全国的にもだいたい灯油よりは1、2割は安いということで世間はやっているようですから、そのくらいの値段で供給できるということはできると思います。経済性で言いますと、少し灯油より安くできます。今現在1ドル80円台ということでやっていますがこの円高状況の中で、パナソニック、トヨタ等ほとんど利益が出ないという風なことを考えていきますと日銀のインフレターゲットで1パーセントということで円高が少し緩和しましたが、さらに金融緩和をして日本の産業を守るために1ドル百円代、小泉政権、阿部内閣の時には1ドル116円が平均ですので、今から2割から3割程度円安に振って日本の産業を守ろうという政策に転換する可能性は十分あります。そうした場合、遺留品である灯油の値段はさらに1、2割上がるのではないかということをお考えますと、国内の資源を使った燃料を確保することも将来性が無くもないのかなと考えています。先ほどスウェーデンが薪ストーブから段々ペレットに変わってきたという話で言われましたけども、スウェーデンの特徴とみな

かみ町の特徴を考えますとスウェーデン、面積が大きくて森林が多くて人口が少ない、みなかみ町も面積が大きくて森林が多くて人口が少ない。ということで似ています、さらに日本の国内の中で木質ペレットがどんどん伸びている地域、岩手県と北海道を見ますと、寒くて広くて森林が多い国ということですから、群馬県の中ではこの辺が一番寒いです。北海道と同じくらいの気候ですよという人もいますけども、そういう意味では地理的な条件という木質ペレットが広がる可能性はある。そういう地域ではないかと思えます。県産材の方で1トン4千円で引き受けてくれるということだからこっちは、その値段くらいやらないと駄目なので採算がどうなのだとしたことなんですけども、持ち込む方とすると、上野村でもやっぱり林業組合なんかは、今1トン3150円ですからもっと値上げしてくれと言っているそうですけれども、もしみなかみ町に工場ができて持ち込む人は、だいたい町民です。年金暮らしの人が自分家の雑木林を切って軽トラで1台とか持っていったときに高い方が良いのは当たり前なので、また高いということは逆に町の人にお金が配られているということですから、それでもし4千円で採算が合えばさらにそれは良いことなのです。だいたい計算をすると上野村を参考にしますと、あそこは今年間500トンの製造、工場には2名の雇用ということでやっています。フル回転、フル操業というか、基本的には年間1、500トンの能力があるということです。年間1、500トンということは1キロ40円で1トン4万円で6000万円。持ち込み分の3、150円を計算するとだいたい1500万円。その他、電気、燃料他に使うものがありますから1千万円くらいやって仕入れが2500万円で売り上げが6000万円くらい。その差額の3500万円の中から2人雇用ということでやっていますので、上野村の村長はほとんどにはできるのではないかと考えたようなんですけれども、計算するとまあ何とか、もう少し上手くやれば利益も出るのかなと考えました。さらに言いますと木質ペレットの状況なんですけれども、2000年頃から日本では始まったのですね。それまでは、ほとんど無かったそうです。2000年から2006年にかけて6年間くらいで木質ペレットの生産量は25倍ということで、倍々どころか桁違いに増えた。今現在はだいたい、年間その2006年当時で6万トンくらい作っていたということなんですけども、さらに輸入品が2万トンくらい、ということで、今はもっと増えているのではないかと、10万トンは超えているのじゃないかということで急速に普及は進んでいるのかなと。一時期灯油の値段が凄い上がった事がありまして、1リッター100円とかなってその時にみなかみ町の各家庭もセキチューからだるまストーブを買ってきてとりあえず煙突付けて薪を燃やすなんて人が増えましたけども、そういう価格面のことでだいぶ普及が進んだのかなと思えます。日本の木質ペレットの製造工場と海外の木質ペレット製造工場の違いは、規模だということで日本の方が規模が小さい。海外の方はもっと大々的にやっているということですから多分、年間1500トンという上野村レベルの工場よりは、その2倍3倍レベルの大きな工場の方がもっとコスト的に有利なのかなと思えます。そういう上野村の人口に対してだいたい10倍くらいみなかみ町はありますから、面積も凄くありますからコストのことを考えても少し大規模な、年間売り上げ6000万円よりはもう少し桁を多くする、億単位の売り上げの工場を造ることでコスト計算すればいいような気がしています。ただ細かいことは、いろいろこの場

で話し合っというよりは、もっとちゃんとやらなくちゃなんないんですけど、町長の言う採算性が駄目なら駄目だというのは、それは私も同意見なんですよ。赤字を食らってまでやれとは言わない。黒字にならなければやってはいけないと思っていますのでもう少し検討していつてぜひ黒字の産業がみなかみ町に起こせれば良いのかなと思います。この木質ペレットの可能性なんですけれども何故、薪ストーブからペレットストーブに増えてくるかといいますと手間なんです。薪ストーブの手間とペレットストーブの手間ということでいいますと、薪ストーブというのは火を付ける薪をくべるとか、人がついていないとなかなかできないとか、ある程度うまくいくとかいかないとか、いろいろありますし、薪を作るのもやっぱり薪を割ったりすると怪我の危険もありますし、手間なんです。凄く大変なんです、それに対して工場に材木を持ち込めばペレットになって出て、1袋10キロでぽんぽんとですね、朝じゃらじゃらじゃらと入れておいてボタン1つ押せば8時間暖まるということをやりますと、ほぼ手間暇でいうと灯油ストーブ見たいな感じで使えらると、薪ストーブのよりも随分、利便性が良いということで進んでいるのでは無いかと。薪ストーブが昔の洗濯板の選択だとすると、ペレットストーブは同じ木から燃料をするのだけれどもボタン1つの洗濯機の様なものということで良いのではないかと、進むのではないかと考えています。ここで話題がガラッと変わるんですけども、この前2週間くらい前なんですけども、沼田の方で会合がありましてその時に沼田の星野市長があいさつをしていて、利根沼田のことを紹介するという話で何を言うのかなと思って聞いていたんですね。沼田のリンゴと片品のダイコンと川場村のコメ、昭和村のハウレンソウと言って、みなかみ町って言うから何を言うのかなと思ったら、みなかみ町の農産物って言ったんですね。あっ、具体的な名前が出なかったかな。みなかみ町はリンゴとかいろいろあるんですけどリンゴもあるブルーベリーもあるサクランボもあるコメもありますし、ですけどなんか星野市長には強烈な印象というのがみなかみ町の農産物に無かったのかなと、ある意味ちょっといろいろあるんですけど、器用貧乏ではないですけど、みなかみ町と言ったこれというのがちょっと無かったのかなと。それでも今、群馬県では今まで無かったんですけどもこのところ2個ペレット工場ができました。上野村と赤城の方ですね。もし利根沼田で始めてここにペレット工場が作れて木質ペレットをどんどんみなかみ町が推進して、沼田の市長もみなかみと言えればそういえば木質ペレットですよ、みたいなイメージですかそういうものができればいろんな面でプラスではないかと。例えばですね、観光のことを町長は進めていますけど、みなかみ町の旅館民宿に玄関から入ってフロントがあって広くて、玄関は時々開いたり閉まったりしますから北風も入るので寒くなるんですけど、お客さんが来て入ってぶるぶると寒いのでは困るので皆一生懸命に灯油ストーブを炊いてフロントを暖めているんですよ。その暖めているストーブがどこにでもある家庭のボタンを押すとばあーって青い炎が出る灯油ストーブで暖めているという旅館とペレットストーブがあって木の燃料で暖めているんですというイメージはどっちがいいのかなという、都会の人というのはなんか温暖化防止とか良くわかりですけどどそういうのが好きな人が多いようですから、みなかみ町ってそんなことやっているんですかというのでイメージは良いのかなと思いますね。私なんかは、二酸化炭素なんかはどんどん出して良いという主義

なので、ほんとに、あまりそういうのは感じないんですけど、みなかみ町もし、石炭の炭鉱があればどんどん掘れって言ってるんですけど、ないんでしょうがないこれやってるんですけども。そういう観光のイメージで進めればそういうプラスもあるのかと、みなかみ町は8,000世帯ですよ、ですから例えば灯油を月に2万円払っているとすると、3ヶ月で6万円です。6万円かける8,000軒で4億6千万円、その他民宿旅館等のフロント等の燃料代を考えれば結構10億円近く燃料代に払っているのではないかと思うんですよ。それで考えると上野村の6千万円に対すると可能性とすると、6億円くらい、10倍くらいの需要を上手くすれば起こせる。さらに言えばみなかみ町で作った木質ペレット工場で作った燃料を沼田や前橋や渋川に売り込むと言うことを考えれば億単位の事業になるのではないかと。資源量と言っても1200億なんて書きましたけどこれやると全部はげ山になりますからそれは無理なんですけれども、ただ億単位でのレベルでの産業化は資源の量でも可能ではないかと、1200億の百分の1の12億その半分の6億くらい、二百分の1、0.5パーセントくらいの利用でやれば山も荒れずにできるのではないかと。今林業で杉とか檜とかそういうのもやっていますけども、杉の木が大変なのは切って出して、あと植林して管理しなければいけないんですね。その手間暇が凄いかかるんですよ。ただ木質ペレットの良い点は、雑木林で良いんですね。ですから昔は燃料として雑木林を使っていたけども、それと同じようにクヌギは太くなったら切って燃料に使うとそれで放っておくとまた細いのが太くなると、また20年か30年経ったら切りに行くということで、植林の手間が要らない、その広葉樹の木質ペレットで良いわけですから手間の暇の点でもこれは有利だなという感じがします。商工会ですか、その検討会ですか、があるみたい何ですけどもぜひこれも検討してやると良いんじゃないかと思います。さらに言いますと観光の面でプラスではないかと言うのがあったんですけども、もう一つプラス面と言うと建築業なんですよ。住宅の販売をするときに各メーカーがどんなことをやっているかという差別化なんですよ。私の会社でやるとこれがありますから良いですよとお客様に訴える。他と同じものなら同じ競争になってしまいますけど、この会社に頼まなくちゃこれができないのかという差別化なんですよ。例えば太陽光を使って床から暖気やってエアサイクルだとか言ったりとか、私の家は全部檜でやっていますとか、いろんな特色があって特色があるとそれに食いついたお客さんが契約をしてくれるわけですよ。みなかみ町の大工さんとかが売りに行ったときにただの在来工法ですと言ったら他の大工に比べての特色というのではないわけですからなかなか厳しい競争です。もしみなかみ町が木質ペレット産業をどんどん興して木質ペレットのストーブをやるということでさらにみなかみ町の建築業者さんがそれを強力に推進すると他の大工さんやメーカーに比べてこのストーブに猛るわけですね。これに慣れてくるわけですよ。不慣れな人が作るよりはなれた人の方がこういう配置にした方が良いですよ、こういうふうにすれば火災の危険がありませんよとか、ぺらぺらと説明できるようになるわけですね。そうするとお客さんは、じゃあ契約しようかなとなりますから、みなかみ町の建築業がみなかみ町内、又は町外で営業する武器にもなるんじゃないかと。そういえば、みなかみって木質ペレットが盛んだよねというイメージが群馬県中または日本全国じゃないですけど、ある程度ひろがってくれば、

そういう強みにもなるということですので、大変、観光のこと建築業のこと燃料のこといろいろ考えて、考えれば考えるほどメリットがあるなということですから後は採算性がきちんと黒字になればぜひやって貰いたいと思います。ちょっと町長の考えを聞きたいです。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長 (岸 良昌君) 今、こういう条件が整えば採算あう方向に動くだろうとそういう計算をすれば当然そうだと思います。先ほど採算あわないと申し上げたのは、ペレット品質によって差はありますけども、製造工場、製造原価等から考えるとこれはどういう作り方をするか、おっしゃるように大規模にやればコストが下がるだろうと、それはそうでしょう。今から始めるときに、しかもテストプラントでやるときに膨大な量の工場を最初にスタートさせるというこれはあり得ない話ですから、今通常でいわれているのが1キログラム45円かかるだろうと、そしてまた上野村は1立方あたり3,150円で仕入れるとおっしゃいました。山から運び出してきた人が渋川で4,000円で買ってくれるものを町の資源利用のために3,150円で買って下さいと前提をおくのはおかしいから採算が合わないという話を申し上げたところです。そしてまた、木質ペレットの利点については先ほど私がお説明したとおりのことがありますし、それは今のご指摘の通りです。それはあくまでも薪に比べてということと言ってます。そしてまた今、北欧と同じようにみなかみは寒い、森林資源がたくさんある。もっと言わせていただければ東京のマンションでは電気でしか暖房ができませんけれども、スペースがあるストーブもおけるという状況があるのは事実です。北欧に近いあるいは岩手県、北海道に近い環境にあるだろうというのはご指摘の通りだと思います。ただし今、議論がされていますように灯油に比べてどうかと言うことで検討せざるをえない。これは何故かというとなみなかみ町における暖房の体制が灯油になっているからだという事実があります。先ほどの数字で申し上げるとおり、1リッター90円、木質ペレット45円、ご指摘通り1キログラム、リッターあたりの単価でいうとほぼ45円ということではほぼ同等です。それは45円で計算するからであって30円で計算すればもっと下がるに決まっています。ただしその時に灯油とペレットを比べたときはどうかというと、現況の事実を前提にしてですが、灯油については電話一本すれば配達してくれる。ペレットについては、どこまで買いに行ってどういう販売をしてくれるか不確定だというのはあります。そしてさっきご指摘のあった事です、灯油1リットルとペレット2キログラムが概ね同じだけの熱量を発生する。そうすると何かというと灯油1リットルを置いておくよりもペレット2キログラム置いてる方が場所をとる。取り扱いが面倒だということが事実です。そしてまたペレットは乾燥してるといいましたけれど、薪に比べて安定して乾燥しているということで、灯油なら雨の中でもプラスチックバックに入れておけば置いておけます。ペレットの置く場所は灯油に比べると気を使わなきゃいけない。そしてまた灰の処分、灯油については残念ながら灰が出てきません。ペレットストーブは少ないとはいえ灰が出てきます。これを処分しなきゃいけない薪に比べて灯油が楽だというご指摘がありました。事実その通りだと思います。灯油に比べてどうなのかというと、灯油の入れ替えの手間、ペレットの投入の手間、とんとんのか有利なのかということがありま

す。そしてまたペレットの材質、どこでどういう材料を使ったかということによって熱量、あるいは熱量に換算しての価格、それらについては現況でばらついているというのは事実です。灯油はさすがに流通が一番最初におっしゃったように産油国から産出されて大企業が流通を全て押さえているということがありますので品質が安定しているというのは事実でございます。それらのことを申し上げて採算に乗せるのは難しいといったところです。そこから先の町内の差別化のためにいろいろやっていけばいいというのは事実だと思います。現実的に手間暇かけてもペレットストーブではなくて薪をロビー入った所に燃やしているという旅館ホテルはあります。それは正にイメージ戦略だと思っていますし、そういうことが広がるのが良いと、これもまた事実です。しかし採算性を議論せずともかくスタートさせて増やしていこうということ、この商工会で検討していただいている結果によっては、モデル的に採算は無視してもともかく始めて見るべきだとそのことによってカーボンニュートラルな生活、あるいは先ほどおっしゃった町のイメージアップ、そのことが町の観光資源に繋がる。これらのことと、あり得ると思います。その調査結果そして私は採算性に乗らないということで最初答弁いたしましたけれど、採算性に乗ることだけをやるのが町の行政だとは思っておりませんので必要があれば木質ペレットの工場をパイロット事業的に始めるという選択肢も検討結果によってはあるんだというふうに思っています。採算性にあわないことはやらないということは行政の仕事とは違った判断だと思いますし、島崎議員の全町民が使ってくればこのくらいの量になってこのくらいの工場を造ればいいと。もしそれが可能だということであれば世の中企業というのは資本をどこにでも動かしていますし、大々的に動いています。今、島崎議員のおっしゃる事が計算にあうのだとすれば既に民間が、あるいは今後民間が出てくることだと思っています。民間がやろうとしたときに町が反対する根拠は何もありません。それは支援しながら一緒にやっていくということになるかと思っています。繰り返しになりますけど現在の所の粗い検討によると上野村が採算に乗るといっている事態というのはやはり上野村の特質なんだろうなど。みなかみで今から始めるとするとどうしても余分なコストを確保せざるをえない。しかしそれでもやっていくんだということについては、この町の今後の産業のあり方、これは正にご指摘のあったとおりです。そして町内にある森林資源を有効に活用するあるいはCO2を発生させない生活を展開させていくといったような行政ニーズの中から答えを出していきたいと思っていますがその調査については今商工会がやっている調査研究の結果を待ちたいということでございます。同じ答弁の繰り返しに近かったですけれども今再度ご指摘にあったことについてお答えさせていただきました。

議長（久保秀雄君） 11番、島崎栄一君。

（11番島崎栄一君登壇）

11番（島崎栄一君） 検討してやる時はやるような返事だったのかなと思います。採算性ということで一言いっておきたいなと思いますのは、実は有名になったので皆さんよく知っていると思いますけど、大阪の市長の橋本さん、この人は維新の会で200人、300人出すと言ってますけど、その公約の中の1つは地方交付税の廃止というんが入っていますよ。みなかみ町は40億円の地方交付税を貰っているんですね。嫌だと言ったって民主

主義ですから選挙結果で今凄い人気があるみたいですからあそこが勝てばそういう方向に進む可能性があるわけですね。40億円がスパーッと全部なくなるっていう可能性はないかも知れないけど、でも減らせられる可能性は十分ある話です。そういったときに私が採算性というのは作ったら1千万円、500万円入れて欲しいというのは自立した経済を地方もこれから考えなくちゃならないかなということ、赤字垂れ流しの施設をどんどん作る様な余裕は今後なくなるんじゃないかと思うんで採算性は世の中をよく見て、本当に重視してやらないと国の財政も40兆円の税込で90兆円の予算とか、またみなかみ町の予算を見ても臨財債つんですか、臨時対策何とか債権ていうので、地方交付税配る金がないからとりあえず町で借金して使ってくれなんて、そんな事やっている状態ですから経済性、採算性というんですか、それを重視しないと今後はちょっとやばいかなと。そういうことを考えながら赤字の施設はなくす黒字の施設を増やすと。黒字の施設というのはいくらあっても良いんですから、ぜひ検討して経済性を重視して町の発展になるような政策をぜひ推進して貰えればと思います。これで一般質問を終わりにいたします。

議 長 (久保秀雄君) これにて11番、島崎栄一君の質問を終わります。

- 通告順序3 12番 高橋市郎**
1. 市街地形成に伴う住環境の観点から建築基準法の後退用地について
 2. 中学校の運動部活動の外部指導者の活用を図ることについて
 3. 中学校の保健体育で今春から始まる武道必修化の対応について

議 長 (久保秀雄君) 次に12番、高橋市郎君の質問を許可いたします。
12番高橋市郎君。

(12番 高橋市郎君登壇)

- 12番 (高橋市郎君) まず始めに町長にお願いをいたします。市街地形成に伴う住環境の観点から建築基準法の後退用地について質問をさせていただきます。町においては現在都市計画道路の建設が進み矢瀬、後閑地区の発展が期待されているところであります。しかし、その一方で国道や県道などの幹線道路から一步はいると4メートル未満の道路が数多く存在しております。特に後閑、町組、真政地区や湯原、鹿野沢地区など住宅密集地に多く災害時において緊急車両などが進入できないなど、安心して暮らす町並みとは言えない地域があり良好な住環境の形成に取り組む必要性を感じるものであります。都市計画区域内では建物の新築や増改築を行う場合、建築基準法における建築確認が必要であることはご承知のことですけれども4メートル未満の道路に面している場合、道路幅員の中心線から2メートル後退したところが道路と敷地の境界となることだと指導があると聞いておりますが、その部分の用地の取り扱いについて町ではどのようにお考えであるか町長にお伺い

をしたいと思います。

議 長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） ただ今市街地の形成に伴います良好な住環境を確保するという観点から4メートル道路のお話がありました。現在のみなかみ町の都市計画区域は、上位計画となります群馬県の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、直近のものは平成21年の8月に定められておりますが、これの中で定められております。具体的には従前の「月夜野都市計画区域」と「水上都市計画区域」が統合されたものとなっております。従いまして中学校の校区で言いますと新治中学校校区と藤原中学校校区には都市計画区域は存在しておりません。月夜野中学校校区及び水上中学校校区では国有林野を除く市街化を想定した区域が都市計画区域となっております。建築についてですが、都市計画区域では、一定規模以上の建築を行う場合には、建築確認が必要とされておまして、建築確認の基準については建築基準法で定められているところです。都市計画区域外の地域であっても大規模な建築物の場合については建築確認が必要となっております。そこで、どういう取り扱いになっているかと申しますと建築基準法第43条に、建物の敷地は、道路に2メートル以上接しなければならないと定められておまして、接する道路の条件としての接道義務というのがあります。建築基準法第42条でこの定義がおこなれておまして、今お話のありました、道路法、都市計画法、土地区画整理法等による道路であって、幅員が4メートル以上のものとういふうに定められています。従ってそのような道路に面していないと、建築確認が取れないということですが、さらに同条の第2項では、幅員が4メートル未満の道路であっても、建築主事のいる特定行政庁、みなかみの都市計画区域の場合は、沼田土木事務所ということになりますが、その指定したものについては第1項の規定にかかわらず、道路とみなすことができると、ただしその場合、通常その道路の中心線から水平距離2メートルの線をその道路の境界線とみなすということとなっております。この道路をいわゆる「2項道路」というふうに言われてるそうでございます。従って今ご指摘のありました、この「2項道路」の境界線と後退線、中心線から2メートル下がったところですけど、その間にある土地が「後退用地」というふうに言われております。その部分には、具体的には塀等になると思いますが、塀等の工作物を築造してはならないということが、同じく建築基準法で定められてるところです。その「後退用地」の取り扱いであります、法律等では建築主等の責任において適正に管理するものとなっております。つまり、2項道路が町道であって「後退用地」の寄附を受けた場合には、この間、町道として町が管理してきているところです。ところが、すでに都市計画区域、最初の指定から数十年も経っておりますので、この間、都市計画事業としては、土地区画整理事業や都市計画道路事業・下水道整備事業・公園整備事業等地域に即し、計画的な土地利用が図れるように事業が進められてきているところですが、市街地として形成されている地域、先ほど具体的な地区の例示がございました。そういうところで、幅員4メートル未満の道路が数多くある。これはご指摘のとおりです。これらの道路について、お話がありましたように防災上の観点あるいは、住環境の改善の観点から拡幅することが望ましい。ご指摘の通りだと思いますし、

その辺は充分認識しておるところでございますが、この間の現実の問題として町として先ほどご説明しました、「後退用地」これをどう取り扱うかについての明確な規定、要綱等が定められていないために、現実的には整備が進んでいないというのが実情でございます。これらの点をどうするのだということでございますけれども、これを改善していくために「後退用地」を寄附その他の方法で町の名義に変えて、そこを徐々に4メートル以上の道路として拡幅整備すると、この必要性については強く感じているところです。とは申しながら長期間そのような取り扱いはなされていないということもございまして、長期的視点に立ってやっていく必要があるというふうに考えています。県内の他の地区の動きについても、これら「後退用地」取得に向けた取り組みが徐々に強化されておまして、寄附、買収、あるいは場合によっては、奨励金制度等を設けてその様なことを要綱の中で定めその方向に足を踏み出したという市町村も生じてきております。従いまして、これらの事例を参考に今後要綱等を整備するよう検討していきたいと思っております。やはり町の多くの方々の理解が不可欠であるということから相当の努力を重ね理解を深めるなかで進めていくという必要があろうかと思っております。高橋議員を始めまして議員の皆様方のご理解とご支援があつて徐々に進むことができるものかなと思っております。今のご質問についてご指摘通りだと思っておりますし、それらの「後退用地」の取り扱いについて適切に法が想定している方向で整備をする必要性というものは強く感じておりますけれども、現実問題として相当の努力と時間が必要かなと思っているのが現況でございます。以上でございます。

議 長 (久保秀雄君) 12番高橋市郎君。

(12番 高橋市郎君登壇)

12番 (高橋市郎君) 確かに現状の市街地の中で道路を拡幅するということは非常に大変なことで現実問題なかなかできないのが現実だと思います。しかしながら建築基準法で決められたそういう決まりがあり、実際問題そのことがなかなか町民に周知をされていないのが現状の中で、実際住宅なりを建て替えを考えその行動に入ったときに始めて県の指導を受けてそのことに直面するということが現実にあるかと思っております。そういった中でやはり沼田市で狭隘道路拡幅整備事業等の中で要項を定めてきちんとその用地に対しての寄付行為をしていただいてそれに対しての報奨金を定めて、そして尚かつ分筆なり登記なりの必要経費については行政が持つというようなことで、できるところから道路の拡幅をそういう機会のある時から整備をしていくというようなことで進んでいるようであります。その長いスパンを考えるのも、勿論そういうことですがけれども早急に要項を整備して、それで町民に周知をする、そういう準備をする用意はございますか。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長 (岸 良昌君) 正に今おっしゃった通りの認識でございます。建築基準法で定められていることをきちっと展開できる様にしていきたいと思っております。そしてまた、実際の建物を持っていらっしゃる方が今話がありましたように、自分の住んでいるところに「後退用地」があるという認識が薄くなっているために建て替えの時に、全部の面積が使え

るものと思って建築申請をしたところそうではないよということは、そういう計画なり建て替えるを考えるとときにもかかってご迷惑になっているという事実はあろうかと思えます。したがって今、ご指摘のあったとおりです。単に寄附だけを求めるという手法だけではなくて報奨金制度であるとか、あるいは今ご指摘のありました分筆登記の経費については町側が持つとか、そういうルールを定めてやっていく必要があると思っています。早急にそういう手続きあるいは、先ほど申し上げた要領、要項、取り扱い方法がないという言い方をしましたけれども、それを定めていって広報し、認識していただくと、そのことが実際に土地をもってらっしゃる方にとってもメリットがあると思えますし、町の市街地形成という意味でも有利だと思っています。繰り返しになりますけれども、非常に難しい権利調整を伴いますので多くの方々のご理解をいただかなければいけないということで、それらを前提にして取り扱い要領等について、なるべく早急に多くの意見をいただきながら作成していきたいとそういう認識を持っております。よろしくをお願いします。

議 長 (久保秀雄君) 12番高橋市郎君。

(12番 高橋市郎君登壇)

12番 (高橋市郎君) それともう一点、現状都市計画道路の新設等で大変、高規格な道路が建設をされております。また県道等との改良工事も現状進んでいる地域があります。そういった中で、取り付け、先ほど町長が答弁の中に「2項道路」といういわゆる見なし道路、町道であっても4メートル未満である昔からの道路、それについて「2項道路」という発言がありましたけれども、そこに住んでいる住民の方のご協力をいただくことの中で順次拡幅ができる所からしていくと。それが狭隘道路整備事業というような後閑の稗田地区でも始めたのがそれとはちょっと違うかも知れませんがそういう補助事業のなかで進められているというように私は認識しているんです。それで県道なりの改良工事が進んでいる現状を見たときに、そのような町道、いわゆる「2項道路」に接するというか交差する道路の改良をする場合にやはりそのあらかじめ進入するところから町が将来はこういう事で4メートル以上にしましょうよという中で拡幅を県なり、県道の場合には県との協議が必要でしょうけれども、そういう中で先ずはそういうところから手を付ける場所もあるのではないかなと。都市計画道路なんかの場合には、町内で事務レベルでの協議とあとは地主との協議ですむわけなんですけれども、その辺の考え方についてどういうふうな考え方をお持ちなのかなと思います。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長 (岸 良昌君) なかなかやっけて行くのが難しいと申しましたけど、今ご指摘のあったような時にそれをきっかけにして進めることを考えてはどうかいうご指摘だと思います。先ほどの繰り返しになりますけれども今まで明確な取り扱いの方向というのが出ておりませんでしたので、今高橋議員からご指摘のあったような動きというのは少なかったのだと思います。これをきっかけに今ご指摘のようにどこからでも全てやるというのはなかなか急には難しい話なんで、新たな道路が建設されるときにその取り付け部分からとかですね、そういう優先順位を付けて実運用していくということは大事なことだと思っています。よくご

相談しながら先ほどの繰り返しになりますが、取り扱い方法をまず決めるということが大事だと思います。またそういうのが決まればそういうきっかけのあるところから進めていくべきだと、ご指摘の通りだと思っておりますので一緒に、また事務局も積極的に検討させていただきます。

議長 (久保秀雄君) 12番高橋市郎君。

(12番 高橋市郎君登壇)

12番 (高橋市郎君) 繰り返しになってしまっ申し訳ないんですけども、なぜそういう風に感じるかというところをちょっと調べて分かったことと同時に前段の過去の経緯の中で、もう20何年か前の話になりますけれど国道の17号バイパスが開通をしたときにそれ以後、町道との接続部分が非常に悪い場所が名胡桃地区に何カ所もあり、その改良をした場所が、4カ所現状あるんですね。その時じゃなくてそれ以後最近になっての話です。そういう経験からやはり、きちんとそういう時期の時に町が積極的にそういう場所の改良に取り組むべきかなと思ひ、開通してからやるというのは非常に国交省との交渉も大変な思いをし、また実際問題工事をするのは原因者負担ということで町が当然やらなければならない話になってくるわけです。その辺の経験からやはり町が自らやる道路でさえそういう風になっているのかなというような思いがある訳なんですけれども、その辺についてやはりきちんと将来的な設計の中で基幹的な町道についてはそういうことをやっていくべきかなという風に思っています。それともう一点、「後退用地」と「角切り用地」ということもあると思うんですけどもやはり幹線道路との接続については角切りもきちんとしなければならない。勿論、拡幅も必要であり角切りも必要そういった観点、それともう一点、話はちょっと外れるかも知れませんが、小規模な宅地造成が所々で行われているわけですが、大規模になると大規模開発等々の協議が町と必要ということがあるかと思ひますけれども、小規模な数件の住宅地の造成等についての町の指導というものはどのようになされているのか。

議長 (久保秀雄君) 地域整備課長増田伸之君。

(地域整備課長 増田伸之君登壇)

地域整備課長 (増田伸之君) お答えいたします。先ほど大きな広規格道路の取り付けに関してのご質問ですが、これについては、当初から計画等があった場合、県道にしる国道にしる協議の中で拡幅、取り付けをする計画ができます。今後例えば都市計画道路、現在やっているところについては、取り付け等については既存の道路の計画しかありませんけれど、今後の都市計画道路の中ではそういう取り付け部分、また「2項道路」等県の協議等もあるんですけども計画の中に反映できれば、検討できればと思っております。今、角切り関係につきましても当然「2項道路」は4メートルを想定しているわけですが、県の土木の方で「2項道路」の正式といいますか、調書を平成25年度までに作成すると聞いております。その調書が出来た時点で町でもそれをいただいて今後ここについては「2項道路」として認定していくということですので、それらを利用して、広規格道路等の建設に関してはそういうものを反映させていきたいと考えております。それと、宅地開発ですが、当然、1,000平方メートル以上の開発については指導要綱等があるん

ですけれども、それ以外のものはありません。これについては建築基準法で定められた方法しかありませんので、例えば「2項道路」に接していればやはり後退線、既存道路の中心線から後退した部分については下がりなさいということで、その部分については、建坪率また容積率等についてもその面積に反映されませんので、県の指導に基づいてやっている現状でございます。今後も建築主さん等のご理解をいただきながら適切な指導が出来ればと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長 (久保秀雄君) 12番高橋市郎君。

(12番 高橋市郎君登壇)

12番 (高橋市郎君) ぜひとも住みよい住環境のために要項整備などをしていただけて取り組んで頂くことを望むものであります。それでは、次に教育長に2点ほどお伺いをしたいと思ひます。まず、第1点は中学校の運動部活動の外部指導者の活用を図ることについてお願ひをしたいと思ひます。町においては、スポーツ・健康まちづくり宣言を行い、町民皆さんがスポーツに親しみ健康でいられるように各種事業の展開を図っております。12月には子供たちに体を動かす楽しさを体験してスポーツに親しむことを習慣づける。と健やかスポーツ塾が小学校で開かれました。中学校における運動部活動は生涯にわたってスポーツに親しむための基礎作りであり、体力の向上は勿論、豊かな人間性の育成など生徒の生きる力の育成に大きな意義を有するものであると思ひます。しかしながら近年の生徒数の減少にともなう職員数の減少等、生徒の多様なスポーツニーズにこたえて行くためには、運動部活動における外部指導者の活用を促進することが望まれるのではないかと考えるものであります。今後の運動部活動と地域スポーツ社会体育とのあり方について教育長のお考えをお聞かせしたいと思ひます。

議 長 (久保秀雄君) 教育長牧野堯彦君。

(教育長 牧野堯彦君登壇)

教育長 (牧野堯彦君) お答え申し上げます。議員さんのほうも既にご存じのように部活動は、生徒の自主的、自発的な形で行われているのが中学校の部活動でございます。これまでもこの中学校部活動の意義といいますかその点が教育上あるということは認識がされておりましたけれど、なかなか学習指導要領等に取り上げるということがなかったのですが、平成24年度から始まります学習指導要領の中に初めて部活動が記述されました。教育課程の一環として記述されたということでございます。これは今、議員さんからお話がありましたように、この中学校の部活動の持つ意義と役割がきちんと認められてきたという事だろうと思ひます。その意義と役割というのはご存じの通り、自分で選ぶスポーツあるいは興味を持つスポーツ等に取り組む同好の生徒が集まってスポーツの楽しさや高い水準の技能を求めたりあるいは記録に挑戦をしていく中で、喜びを味わい豊かな学校生活を経験する活動であるとともに、体力の向上だとか、あるいは精神力の向上、健康の増進にも極めて効果的な活動であります。したがって積極的に参加できるよう配慮し、互いに協力しあって友情を深めるというふうな好ましい人間関係を育てるといった大きな願ひもあるということで部活動の意義というのは認められていると思ひます。このように素晴らしいといひますか意義のある中学校の部活動でありますけれども、議員指摘のように最近是全国的に見まし

でも生徒数の減少から部活動の数が少なくなっている。またかろうじて残ってもぎりぎりの人数で維持をしているというのが現状であろうと思います。この管内の学校の様子を見ましてもこれまで5年間の間に二つの中学校で二つの部活動が廃止になっているということでございます。残りの学校につきましても定数ぎりぎりといいますか対外試合に出るのにやっと生徒の数を間に合わせているという状況で、この後どうなるかという不安をもっているという状況が続いております。こういう中であって生徒のニーズにどう応えていくかのご質問でございます。外部指導者がいれば部活動として生徒のスポーツのニーズにこたえられるのかということですが、中学校の部活動としては部活動の求める意義から考えて、集団性を帯びているものが、中学校の部活動であろうということ、そういう中で役割や意義というものが追求できるものであるということが一つ大事だと考えます。次に、あくまでも部活動は先ほど申し上げましたように学校教育の一環であるということになりますと、部活動には必ず学校の顧問教師が付くということでございます。従って外部指導者のみでは指導は難しい、必ず顧問教師と共に指導をお願いするという形をとるということでございます。それから、施設設備が十分対応できるかどうかということ。それからもう一つは、新しい部活動が出来ることによって他の部活動への影響、他の部活の成立が難しくなっていくことがないかなどの影響をを考えなくてはなりません。こういう条件を勘案した中で判断がなされるだろうと思います。従って今後考えられる外部指導者の導入については、大変現在も各学校でお世話になっておりまして有り難いところではございます。高い水準を求めていく、あるいはもっと素晴らしいものを求めたい、強くなりたいという願いのもとに指導に協力して頂いておりまして大いに促進されていって良いのではと思います。最後になりますが、こどもたちのいろいろなニーズに対しては、今言ったような部活動としての成立には条件がございますので、となりますと地域の指導者によるクラブ活動、あるいは地域の競技団体、もしくは地域のスポーツ少年団等々、学校外の社会体育として行われている活動はこの限りでなく、こどもたちへのニーズへの対応ということになっていくのではないかと考えられ、またそれは大いに推進していくのが望ましいし、ぜひまたお願いしたいという思いでおります。以上答えになりましたか。このように考えております。以上です。

議長 (久保秀雄君) 12番高橋市郎君。

(12番 高橋市郎君登壇)

12番 (高橋市郎君) 部活動というのは単なるスポーツが強くなればいいというものではないという、教育的な観点が非常に占めるというのは当然な話だという風に思います。そういう中での外部指導者の活用という前段でいわゆる学校の生徒の数が減少しているということの中で、教育長のお答えの中で、非常に部活動そのものの存続をすることすらが危うくなっているというのが現状。その方が深刻な問題という風に捉えられるなど私も思っております。今年の成人者の対象者が29数名だったと思うんですけども、しかしながら今年産まれたこどもがここにもありますけれど平成22年度に104人しか産まれていない、20年間で3分の1。予算の概要にありますけれど、平成11年度と比較しても半分ということは、平成11年度が200人、平成3年に産まれた子が今年成人式だったんですね。

10年スパンで100人ずつ減っていると、あと10年経つとゼロになっちゃう、それは話ですけどもそういう現状の中で、中学校の部活動だけを考えた場合に非常に先ほどいわゆる集団スポーツが部活動では好ましいということだと思います。確かにその通りだと思います。個人スポーツよりもやはり集団での学ぶことの大切さということの中での教育観点からも、勿論そうですし人間性の育成にも勿論そうですし、そういう大きな役割を担う中で非常に大切だなと思います。そういう現状を踏まえた中で今後の中学校の部活動のありかた、いわゆる複数校が一緒にやるとか、全国的にはそういう例も多分あるように聞いてはいるんですけども、そうすることであるとか対外的な試合をしていかないと例えば町内だけの学校同士ではできない。対外的なものもしていかななくてはならない、ということ踏まえて複数の学校との部活動というものの考え方はおありでしょうか。

議長 (久保秀雄君) 教育長牧野堯彦君。

(教育長 牧野堯彦君登壇)

教育長 (牧野堯彦君) 今、議員ご指摘のように非常に中学生の数も減ってまいります。現在でも大変な状況の中で、生徒数が多かった時代の部活動の数がそのまま残っているということでございまして、特に大人数の人を要する部活が大変になってきております。このように益々減少していくということになりますとここ利根郡だけあるいはみなかみ町だけの問題ではなくて一つ群馬県の中体連を例にとりますと中体連の大会そのものが難しくなってきます。出場する学校そのものがどんどん減ってくる状況になります。そういう中でもう既に試行的になされていると思いますが、さっき議員さんご指摘のようにいくつかの学校が共同して参加をする。大会に参加をして大会のすばらしさを勉強するというふうな経験をさせたいという方向に歩んでいるはずでございまして。したがってこの町でも、中体連の大会で認められればそのような方向を開拓して行きたいと思っておりますし、該当する校長同士の理解が進めばそれも可能になっていくと思っております。出来るだけ多くの参加する機会そういうものを保障してやりたいという方向で私自身考えております。

議長 (久保秀雄君) 12番高橋市郎君。

(12番 高橋市郎君登壇)

12番 (高橋市郎君) まあ、今までにないこのども数の減少ということ踏まえてやはり学校運営なり部活動なり、全てのことが大変になってきている事だというふうに思います。ぜひとも現場の校長先生を始め教員のみなさん、また勿論教育長のお知恵の中で子どもたちがスポーツを楽しむ、または部活動によって人間性を育むそういったことの出来るような体制をぜひとも作っていただきたい。そういう中で財政的にも例えばスクールバスの部活動に対する練習試合であったり対外試合であるとかそういう部分においてのスクールバスの活用というものを大いに出来るようにしていただいて、そういう支援をしていただいてやっていっていただきたいと思うわけでありまして。ぜひともよろしく願いをいたしたいと思っております。それでは、次にもう1点の質問に入らせていただきます。中学校の保健体育でこの春から武道必修化が始まるわけでありましてけれどもその対応についてお聞かせをいただきたいと思っております。新年度から中学1、2年生の体育で始まる武道必修化に伴い全国的には約7割の公立中学校が柔道を選択すると報道されております。町内の4校の中学校にお

いては、何を選択されたのか、またその指導計画や指導の未経験の体育教員の研修などどのようにされておられるのかお尋ねをしたいと思います。

議長 (久保秀雄君) 教育長牧野堯彦君。

(教育長 牧野堯彦君登壇)

教育長 (牧野堯彦君) お答え申し上げます。最近になりまして新聞あるいはテレビの報道で、柔道の危険性ばかり報道されているようであまり多いとやはりその気になっちゃうといえますか、皆柔道する人が怪我をするみたいな雰囲気になっている中で大変困ったなと思っておりますけれども、このように柔道が話題に上がってきましたのは、2006年、平成18年に学校教育の憲法といわれます、教育基本法が改正されたことに伴いまして、21世紀を切り拓く日本人育成という観点から、ともかく日本の伝統と文化を尊重する、そういう精神をこどもたちに身につけさせたいというのが大きな願いのようでございます。これを受けて学校教育法も変わり、しかも中央教育審議会というところでこれを具体的に教育の場に反映していきたいということで体育科では武道を必修にしようということになってきました。これまでは選択として武道が位置づけられておりました。そういう中でこの地域では既に選択で武道を選択して少しやっており、そういう経験を持った地域であるところから、4校ともこれを活かして武道の3種目ですか「柔道」、「剣道」、「相撲」ですね、この3つのうちから「柔道」を選択いたしました。その裏付けは今言ったようにこれまで少しやってきた地盤があるということが大きくあるとともに、柔道は柔道着を着れば直ぐ出来ると、また施設があるということも大きな選択の要因だと思います。部活動の柔道と違いまして学校体育における柔道でございますので、要するに基本を勉強して、基本を学ぶ中で礼法だとかあるいは1対1の試合をやりますのでそういう中で相手を敬う気持ちをもってもらうとか、そういうことを強いて願っているのがこの武道の指導でございます。行われることは基本的な動作だとか、例えば受け身だとか非常に時間がかかっていくと思いますけれどもそういうふうな中で柔道の良さを勉強してもらいたいということでございます。従いましてこれらの指導にあたっては、各学校の体育の指導計画の中に一つとして指導計画を位置づけ、さらに武道としての指導計画を位置づけてそれに則って指導が展開されることとなります。それに基づいて行われると、礼法に始まってそしてまずは受け身から、技におきましてはいろんな通達もございます。ご存じの通り大外刈りはいけないとか、あるいは身体を揺るような技は駄目だとか首の方の頭の血管がどうのこうのというお話もございます。そのような技は駄目だとかというふうな指示も入ってきております。そういう中で計画を立てて行うということです。さらに先生、いわゆる体育教師の他に柔道経験者を外部指導者として付けてるということでございます。外部指導者もどちらかというところ柔道の選手を発掘するような考えでなく、学校体育の柔道の研修を受けた経験者を付けるということで柔道連盟あるいは元警察官等々で研修を受けられた方を紹介するというところで現在、各学校での体育教師プラス外部指導者を考えております。体育教師が中心になるわけですが、ともに一緒に授業に参加をしていただいてご指導をお願いするというようにして安全対策をとりたいと考えています。それから大体、体育の先生は大学の時に武道の単位をとってきております。経験がある先生もいるわけですが、その先生も勿論しばら

くやっていないという先生もいますので今年度から県の方で指導者研修会を2回ほど実施されております。これに参加をしていると思いますし新年度に入りましてもまた同じような研修会をもつということが予定されている。これにも参加していただきます。併せて町の教育委員会としまして町の担当者の指導者研修会をやりたいというふうに現在考えております。だいたい10月以降この柔道が各学校で取り入れられます。それまでの間にしっかり研修をつんでそして安全を期して行きたいというふうに考えております。以上です。

議 長 (久保秀雄君) 12番高橋市郎君。

(12番 高橋市郎君登壇)

12番 (高橋市郎君) 先ほど、教育長の答弁で危険性のみが報道されて困っていると、確かにその通りだと思うんですよ。私もNHKテレビで特集でやったのを見て「あー」と思ったのと、それとそのあとは、中学生の子をもつ保護者の方にいろいろ聞くとやはり親もそういうものを見て心配をしている現状だと思います。そんな中で教育長の今の答弁は非常にきちんとした対応をしているということだったんですけども、いわゆる報道によると指導計画というものをきちんと作っている県。県が主に作っている、政令指定都市とかは勿論そうなんですけれども、県が中心となって作っているところが全国的に多いんだと。まあ作ってなくて、各市町村の教育委員会に任せてある。または学校に任せてあるというような所もあるというような新聞報道もあるわけですね。今お聞きするところによるときちんと県なりの指導計画であるのかなと、その辺をもう一度きちんと整理してお聞かせをいただきたいんですけども、町としてもちゃんとした指導者を付けるという、また県での体育教員の指導もしているというような話なんですけれどもやはり先ほどの受け身をきちんとやるとか、禁止した技があるんだとかとかっていうことをきちんとやったり計画書に乗っ取って指導教員が分かりそのことが保護者に伝わり勿論こどもにつたわり保護者に伝わり安全であり武道の良い部分ですか、礼儀であるとか古来からある武道の良さの部分のきちんとして教えるんだというそのことによる必修化になったんだと勿論、教育長は剣道の達人ですから武道の大切さというのはその通りだって私は思っているんです。こんな事言うのは失礼だと思いつつ発言させて貰っているんですけども、やはりその辺をもう一度お願いをして、出来ればと思うんですけど。

議 長 (久保秀雄君) 教育長牧野堯彦君。

(教育長 牧野堯彦君登壇)

教育長 (牧野堯彦君) お答えいたします。県の方から現在このようにやりなさいという具体的な指導計画というのは私の方へは届いておりませんが、それ以前に文科省の方から、要するにこのような厚い指導書が来ておりましてこれに従ってやりなさいとこのようなものが各学校へ行っております。それと併せて、柔道連盟の方でやはり柔道授業づくり教本を作られましてこれも各学校に配布されております。これに従って各学校で指導内容等々の計画を立てていただいて進められれば私は大丈夫だというふうに信じております。特に今まで出ました、いろいろな通達等が活かされた内容になっていると思いますので、大丈夫かと思っております。

議 長 (久保秀雄君) 12番高橋市郎君。

(12番 高橋市郎君登壇)

- 12番(高橋市郎君) 先ほどの部活動の事といい、この体育の武道の事といい、こどもたちがスポーツに安心して取り組めるそんな環境をぜひとも教育長を中心としてやっていただくことを切にお願いをいたしまして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長(久保秀雄君) これにて12高橋市郎君の質問を終わります。

議長(久保秀雄君) ここで、休憩といたします。
午後1時を再開といたします。
(11時38分 休憩)

(13時00分 再開)

議長(久保秀雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順序4 10番 原澤良輝 1. 広報の役割と町の責任について 2. 子育て支援のさらなる具体化について

議長(久保秀雄君) 休憩前に引き続き、一般質問を行います。
10番原澤良輝君の質問を許可いたします。
10番原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

- 10番(原澤良輝君) 議長の許可をいただきましたので通告に従って一般質問をさせていただきます。まず、町長にお願いします。広報の役割と町の責任ということであります。文字というのは人類の偉大な発明の一つと考えます。現在、知られている最古の記録はヨーロッパの洞窟壁画で約3万年前だと言われております。文字は紀元前3000年頃古代メソポタミアで発明をされ、粘土板やパピルスなどに記録をされました。日本で使用されている漢字は古代中国の黄帝に使えた「そうけつ」だという人が発明されたと言われております。文字は元々、祭りの道具で神と人との意思疎通の手段であったと言われております。その後、漢字は政治のための道具になって来たと言われております。紀元前3世紀、中国を統一した秦王朝は「隸書」を利用し、人と人との意思疎通を図りました。政府の出す命令が木簡に書かれて地方の隅々まで正確に伝えることが出来たと言われております。漢字は朝鮮半島を経て日本に伝わり、遣唐使や遣隋使などで中国の政治制度も導入をされて来ました。日本でも7世紀～8世紀にかけて書かれた木簡が多数発掘をされています。日本独自の仮名文字やカタカナを使用して、その後に発明された紙や印刷技術を利用して、日本の文字を利用した文化は発達をして来ました。江戸時代「寺子屋」という制度で勉学することで、当時の世界での識字率は最も日本が高かったのではないかとされるようになっております。現在も

道具が墨と筆からパソコン等に変りましたが、文字は人が使うもの、政府が大勢の人に命令を伝える道具とする原理は全く同じになっております。最近はIT技術の発達にもなって、ますます多方面で利用されています。町でも広報の果たす役割は大きくなっておりますし、みなかみの広報発行事業に669万円を計上しております。町長はこの広報の役割についてどういうふうにかお聞きしたいと思います。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長 (岸 良昌君) ただ今、原澤議員より文字の重要性またどういうふうに進展してきたかというお話がございました。最後には広報の役割というお話でございます。まず、広報につきましてはいろんな意味で非常に重要だと思っております。昨日あいさつの中で申し述べましたけども、民主主義の成立にとってあるいは商業の成り立ちにとってもですね、情報を共有する、あるいはその時に昨日申し上げた理想的なという形の中で言いますと、双方が同じレベルの情報を持っているんだという前提が資本主義も民主主義も前提となっております。現実的には、情報の均一性というのはいろんな段階で差が生じております。そういうこともありますので基本的に広報の必要性、情報を共有するということの重要性については今原澤議員がご指摘のように極めて重要なものだと思っております。あらためて広報ということになりますと広報については幅広いわけですが、例えば町の各種の活動あるいは町民の活動といったようなものをどういうふうに情報発信していくか。これは一般的にも重要でございますし、今あらためて原澤議員から広報の役割という確認があったことは、おそらく町としての公式な広報をやっております、「広報みなかみ」の点だろろうというふうに思っております。その重要性というのは当然の事でございますが、行政情報であるとか地域情報などを、広く町民の皆様にお伝えして、情報を共有するというのが目的でございますし、そのために毎月1回、約24頁のものを各戸配布しているというのがご存じのとおりでございます。これにつきましては行政情報、地域情報と申し上げましたけどそれを分かりやすく伝えるという面もまた重要だと思っております。そのような努力はしているところでございます。広報について極めて重要なものと考えていることを申し述べまして最初の答弁にさせていただきます。

議 長 (久保秀雄君) 10番原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10 番 (原澤良輝君) すでに通告してあると思うんですけども、広報みなかみの45号、7月号ですけども、そこに「国民健康保険からのお知らせ」として4頁にこういうのが載っております。そこで、税率改正の要点はということで、①として3年ごとに見直しを行うこと。②として、税率を56パーセントアップする必要があり、2分の1、28パーセントを国保加入者が負担、残り28パーセント分を一般会計から国保会計に補助(支援)すること。③として28パーセントアップは1人当たり月額1,750円になること。とされております。(2)として、平成21年度だけで3億5千万円を不足し、保険税を49パーセントアップが必要なこと。毎年税率を改正すると、加入者の負担が重くなるから、3年間で56パーセントアップとすることにしたこと。特に②のうち、残り28パーセント

分を町が負担しますから、「町民のみなさんも28%を我慢して負担下さい」という部分なんですけれども、この広報みなかみの部分の理解というのはこれでよいのでしょうか。

議 長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） ただ今ご指摘がありました、広報です。特に特定してお話がありました。先ほどの続きになりますけれども、広報みなかみの編集にあたりましては、なるべくわかりやすく、読みやすく、それらを念頭においているところです。特に法律あるいは条例の改正など、ただ今ご指摘のありました国保税の検討の経過についてもそういうものに入るかと思えますけれども、その全てを掲載するということが不可能であることは当然のことですし、また読んでいただくために簡潔に表現することについても努力しているところでございます。先ほどの答えと重なりますが、情報の真実性、周知の徹底性、あるいはそのような広報の基本というものを重視すると共に、広報の目的として、町から町民への一方的なご連絡だけではなく、町民の方々から行政へのメッセージを含めた双方向のものであるとか、あるいは先ほど申し上げました、住民と行政が同レベルで情報の交換をやるといふ、情報の平等平行性を大切にして編集するように心がけているところです。したがって先ほど、中国の文字の発展の中でご指摘のありました、命令というものと広報みなかみは違っているということでございます。勿論、条例等が文章になって始めて成立するという法律としての役割は、文字で表されている、ということは事実でございます。今ご指摘のありました3年前、2009年7月の広報、書いてある事をお読みになりましたのでこのことが書いてあるというのは事実でございます。繰り返しになりますが、「56パーセントアップしなければならないが、国保加入者には28パーセント負担して頂き、残りの28パーセントについては一般会計から国保会計に補助する」、「28パーセントのアップ分を税額に換算すると加入者1人当たりの平均で月額1,750円の負担が増える」とこの通り記載されておるところでございます。ひとまずここまで答弁いたします。

議 長（久保秀雄君） 10番原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君登壇）

10 番（原澤良輝君） 広報という形を使っているの、口から口へと言い伝えをするという不正確さが無くなって非常に広報の役割というのは良いんじゃないかなと思います。それで、平成21年度の加入者が4,252世帯で、8,241人が加入をしております。加入者これで行きますと、1億7300万円を負担したことになります。22年度も同じようにして1億6802万円、23年度も1億6279万円を負担し、3年間で5億387万円納入することになります。23年度分がまだハッキリしないので見込みなんですけれども、こういうふうな計算になります。町の方の負担についてはですね、法定外繰り入れということで、1億4000万円を負担していますが、広報との関係から考えますと、町が同額負担の責任を果たす必要があると考えますけれども町長のお考えを伺いたいと思います。

議 長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 同様のことについてこの間、原澤議員とは議論をさせていただいたという

ふうに思っております。今の決定の経緯についてあらためて申し上げさせていただきますけれども、みなかみ町新設後において国保会計を維持するというにあたりまして、国保加入者の負担分をなるべく少なくするという事で基金の取り崩しなどを計りながら収支のバランスをとっていたところでございますけれど、よくご存じの通り平成20年度に至りまして、後期高齢者医療制度が発足したということもありますし、基金積立額が底をつくといったようなことがありましたので、保険給付費の増加の傾向等もありましたため、平成20年度において町の一般会計から法定外で1億8000万円を繰り入れ急場をしのいだと、これについてはよくご存じの通りだと思っております。そのベースの中で、安定的な国保会計の維持、国民皆保険、これについては日本では国民皆保険は維持するべきだというのは常識でございますけれども、よくご存じの通り国民皆保険という制度が機能しているのは我が国の利点でございます。国際的に見ると国民皆保険で病気になったときには医療費が高負担にならずに病院にかかれるというのは、日本の非常に優れた特徴だと思っております。国保会計を維持するという事の大切さをベースといたしまして、国民健康保険運営協議会等で検討していただきました。その時の経緯について今の数字とほぼ同じ数字ですが、あらためて申し上げますと。平成20年度までは全体の約30億弱の総支出をまかなうために国庫支出金あるいは各種の交付金等々を入れまして国保税として納めていただいていたのが6億3000万円ベースでございます。それに対して21年度の国保医療費等々、国保会計からの支出を想定したときに30億を若干欠ける程度が必要だと、その中で今申し上げた国庫支出金等々の交付金を入れても国保税として保険加入者に9億8300万円、約10億負担していただかないと国保会計が回らないという計算がございました。この増分が、平成20年度から比較いたしますと3億5千万円強の増額になると、これで始めて国保会計が回っていくという推計がなされたわけです。その推計そしてまた急激な変化を避けるために3年間を一つの期間としてその中で均衡をとるという検討が行われた時に今申し上げたことでございます。とは言いながら平成20年度に比べて国庫負担が3億5000万円増加するという事については、国保加入者にとって非常に負担が重いというご判断がありまして、医療費推計の総計はそのままに、国保税として納めていただくものについて8億円程度におさえようという判断があったというふうに承知しております。したがってそれで計算いたしますと毎年1億円以上の赤字が出てくるということです。それが3年間積み上がって云々ということがありますのでその時点で基金が枯渇していたこともこれあり、国保会計が回らないという形になっては困るので、その場合については一般会計から繰り入れますと、そういう審議経過であり国民健康保険運営協議会の答申を受けたというふうに承知しているところです。その表記の時に先ほど申し上げました1億7000万円の増というものが28パーセント、平成20年に比べて増嵩になるということでございますので、約10億円ベースの国保税が20年に比べて約56パーセント上がるという計算になるのを国保の加入者の負担金の増を1億7000万円強で止めるという表現を28パーセント分の増ということで表記されたものです。これにつきましては運営協議会、あるいはそれ以前の資料の検討等々について十二分に議会を始めとする有識者の皆様方は承知しておられた中でございますが先ほど申し上げた簡潔に広報するという視点か

ら議会等でも議論になりました、先ほど申し上げた数字、56パーセントの増が必要だけれども28パーセントとするという形で広報したものでございます。広報したその根拠について、原澤議員も重々承知だと思っております。したがって簡潔に説明したときの書き方が、誤解を招くというご指摘は現時点としてその点があったのだろうと思っております。しかし、そのことが今原澤議員がご指摘がありましたように国保会計に一般会計がその額を入れ続けなければならないということではないと思っておりますし、結果的には今ご指摘のあったような事ですが、この国保税でいくらご負担いただくかという決定をしたときには、推計値よりも医療費が増加をすればその分は増額して一般会計から入れなければ国保会計が回っていかないということについては当然の事ながら判断としてあったというふうに思っております。結果的に医療費の推計がどうであったのかということについては先般述べましたけれども、平成21年度の医療費が微減という実態もありましたし、また交付金が想定よりも約2億円多かったといったようなことがありまして現在国保会計の中で積立金が生じているという事態でございます。簡潔に申し上げますと、広報で簡潔に説明したということに若干の誤解が生じる書き方であったということについてはご指摘の通りですけれども、そのことをもって町が責任を果たしていないということにはならないという認識を持っております。

議 長 (久保秀雄君) 10番原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番 (原澤良輝君) 「平成21年度だけで3億5千万円不足して、保険税の49パーセントの値上げが必要なこと」と何も知らない町民というのはこれは大変だと脅しに聞こえます。28パーセントというのは大幅な値上げなので、こんなに財政が大変ならば、大幅値上げもしかたないかと、泣く泣く値上げを受入れたというのが町民の率直な考えで保険料を納入したのではないかと思います。21年度の単年度決算というのを課の方に出して貰いました。1億7281万円の黒字になります。値上げ分に相当するのは、1億7306万円ですから、25万円は不足したんですけれども大幅な値上げは必要なかったと思います。先ほど20年度に1億8000万円法定外繰り入れをしたということがありましたですけれども、実際は3500万円を使っただけで繰越金として1億4450万円が入っています。これで町の繰入金金をこの21年度には、7000万円を行って結局、22年度へ3億8736万円の巨額な繰り越しをすることになりました。このことをみると21年度については、値上げは必要なかったのではないかと思います。これはどうでしょうか。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長 (岸 良昌君) それについても、先ほど触れたつもりでございます。3年間を見越すときに医療費の増高、これは高齢化が進むあるいは医療が高度化する等々の要因を専門的に検討して頂いて必要な医療費額というのは推計されたというふうに承知しております。結果的にこの年度の医療費が若干下がったと、こえは事実でございます。事実はその通りですけれども推計の時の各種の想定の中に意図的に高くしたといったようなことは当然の事ながらありません。したがって結果的に医療費が下がった理由というものについて正確に

は分析できておりませんが、この時に新型インフルエンザ等の恐れがあって多くの町民方が健康に気を付けて頂いたことではないかといわれております。それ以上のご説明の根拠はありませんけれど、結果的に医療費が少なくて済んだんでその分が繰越額、あるいは積立額ということで増えたというのは事実でございます。このことと推計の手法がおかしかったとか、推計の前提がおかしかったということではなくて、それ以外の要因で低減したということだろうと思っております。その分について即日、例えば22年度から保険料を下げるべきだという議論も一部にはあったというふうには聞いておりますが、3年間で同じ賦課形式でご負担頂くそのことについて実質上、その後22年若干の医療費が増嵩しましたけれども、推計値ほどの伸びではなかったといったような要因で今ご指摘いただいた基金等が現在国保会計にあるとそれは事実でございます。これについては先般の時も申し述べましたがこの国保会計の積み立てというのを一般会計から法定外繰り入れしたのだからそれを一般会計に戻すとかですぬそういうことはせずに国保会計の来年度以降の3カ年の計画の中にきちっとその基金をある程度の幅で利用しながら、次の保険料を決定するという形で同じ国保会計分だけで生きるようにしているところでございます。

議長 (久保秀雄君) 10番原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番 (原澤良輝君) 平成21年度もそういう結果で私の方も値上げしなくても大丈夫だったのではないかなと判断をしていますし、22年度は逆に交付税が20年度にお金をよこさなかった分があったので交付金を増加したので、単年度で2億5040万円黒字になったんですね。これも値上げ分は1億6802万円なので、1億8200万円多くなります。21年度からの繰越金3億8736万円と町が3500万円繰り入れたので6億7276万円を22年度に繰越しましたので。これも22年度の繰越額というのは、決算29億5521万円の23パーセントにあたるんですけどもこの繰越額というんですかこれについては、全体から考えてどうなのかということなんですけど、どうなんでしょうか。

議長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長 (岸 良昌君) 今の数字で申し上げますと、22年度の交付金これ具体的には前期高齢者交付金が推計値あるいは21年23年見込み等の5億円弱に比べておっしゃるように2億円多かったというのは事実でございます。その時の結果として22年から23年へ繰り越す額が6億7000万円にのぼったと、これもまた事実です。この前期高齢者交付金の22年度の増、これが20年度に検討したときに想定できたのではないかといえはその所は違うと思っておりますし、またご質問のポイントです。6億円という基金は30億円ベースの会計を回すのに適切な額かというご指摘だと思います。これについては6億が過大なのかどうかという点についてはですぬ、30億円規模の会計を回すときの6億ですからそれほど過大だというふうには私は認識しておりません。それは先ほど申しあげましたように21年度、推計値より相当医療費が低かったというお話もしました。逆のことも十分あり得るということでございますから全体で30億必要な会計の中で、10パーセントの増減、3億円の増減というのは当然あり得ることだと思っておりますし、その2カ

年弱分ということですからそういうことを考えるとそれほど大きな額というふうには判断しておりません。

議 長 (久保秀雄君) 10番原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番 (原澤良輝君) 6億円がそのまま銀行に積み込まれているということになるんですけども、銀行の利子というのは現在もう、「0.」となってもものすごく低いんですね。これを一般の町民に返して町民の方でいろいろ流通に使って貰って、経済的に効果が上がるのではないかと考えるんですけど、その辺はどうですか。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長 (岸 良昌君) この基金があるということについて銀行についで利子を稼ぐために基金があるということではないと、当然の事ながら原澤議員もご承知だと思います。その6億円この基金は先ほど申し上げましたように国保会計を安定的に回して行くために一定の期間必要だと、これが多いか少ないかという評価については先ほどお答えしたところです。評価の見方、それは差があるということは当然考え方ですからあり得ると思いますが、基金はある程度なければいけないというのは事実でございます。そしてまた町内の経済効果ということであればこの国保会計に6億円がなくてゼロでその金が余所に使われてた方がよいんだという見方もあると思いますが、国保会計を安定的に回して行くというのは、どうしても町民の安心安全、健康を損なった場合の保障ということで大切な保険制度でございます。適切に回るものを基金として置いておくべきだと思っています。なお、今のご質問がありましたので先走りますけれども、今後3年間の検討においてこの6億円の基金はある程度活用しながら、先ほどの話でいうと全体の会計規模の1割程度の基金を確保できれば緊急の場合回っていくのではないかとこの前提の元に現在、国保運営協議会の方で検討して頂いたという事実でございます。

議 長 (久保秀雄君) 10番原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番 (原澤良輝君) 県の指導というか指標でも、みなかみ町の会計だと基金の額というのは1億円から1億6000万円が適当ではないかという指導をされているというふうにお聞きをいたしました。それは町長が多分言ったのではないかと思いますので聞きました。そういった面から比べれば、6億7000万円というのは非常に額が大きいと思います。23年度については2月までの結果です、医療費の方が15億7800万円くらいかかるというふうなことで、3、4月分を加えると18億円になると見込まれます。21、22年度のように単年度の大幅な黒字といことにはならないと考えますけれども、しかし3年間でこれを繰越すという事をですね、今年ですか来年度は加入者が7,597人の3,859世帯という形になります。1世帯2万円、1人2万円と引下げると、だいたい4億2900万円位かかりますけれども、これを引き下げるような考えをした方がいいのではないかと考えているんですけども。それで先ほどの銀行にそのまま積んでおくよりも返して経済的に運用してもらった方がいいのではないかと考えたんですけどその辺はどうでしょう。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長 (岸 良昌君) ちょっと今のご質問に先ほどと違う答えができるのかどうか若干悩ましいところなんですけども、国保税これをどのくらいの率で行くかと、それについて国保会計をどういうふうに戻して行くかと、これについては予算案の形で今議会にお示したところでございます。これについては先ほど申し上げました運営委員会の結論、あるいはその答申をいただいた上でやっておるといってございましてございましておおよっぱな数字で申し訳ございません。先ほどお答えいたしましたように現在、6億5000万円程度の基金があるという前提でこれから先3年の検討がなされております。したがって分かりますと推計値として単年度毎に若干の赤が出て、基金が徐々に減っていくという計算をやっていることは確かでございます。ただしその時の推計値の中で24、25、26で26年末で基金がゼロが良いかと言えばそれはまた20年度と同じ状況になりますのでその時点で基金がゼロになるという国保税の設定の仕方ではなくて、基金は減っていくけれどもその3年経った時点で3億円程度の基金は想定通りの回し方であれば残るといったような率。分かりやすく言いますと国保税の賦課のお願いする税率ですね、所得に対する税率これを現状と同等ということ考えているところでございます。

議 長 (久保秀雄君) 10番原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10 番 (原澤良輝君) 国保運営協議会というのは、29日に開かれたとお聞きをしました。私の方は56パーセントの半分28パーセントは、町が負担してというのが町民との約束ではないかと考えているんですけども、ここに提案された資料にはですねこれを町は繰り入れないという前提で作られた資料と思っています。町は5パーセント減と、3パーセント減と、据え置き3通りの試案を出したということなんですけども、5パーセント減で見ても24から26年の3年間で26年度末に1億1200万円が繰越されるようになっていきます。そうすれば町の財政規模でいって基金額としては1億円を超えるからこれは充分であろうと思っています。したがって実際に28パーセント引き上げで町民が負担した5億387万円ですかね、これに対して同額をとということなんですけど、町は1億4000万円しか繰り入れてませんということになると3億6000万円がまだ繰り入れてないよという形になります。するとその3億6000万円というのが加われば5パーセント減でも26年度末に4億7200万円が基金として残るといふようなことになります。また20年度の時に1億4000万円しかなかったのが23年度末で6億7000万円、26年度末で4億7200万円ということで保険料を納める方としては残します。こうしたことを踏まえて、22年度には国保の運営協議会も引下げの要望を町長出しているんだと思っています。そうしたことを踏まえて国保税というのはもう少し引下げるといふ決断をした方が良くないかと思うんですけど、どうでしょう。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長 (岸 良昌君) 先ほどから最初の話に戻りますけども、国保会計を回して行くのに国保税

としてご負担願わないと回っていかないだろうというのが10億円程度だと、繰り返して申し上げたところです。それについて当初の想定であれば赤字が想定されたけれどもそれについては国保会計をきちっと維持していくという責任が保険者の町にあるのでその部分については想定の中で回って行かなくなった場合についてはこれはきちっと町が一般会計から入れますと、その額の計算をされているとこだと思っています。つまり国保会計、基本的には各種の出金や交付金以外については国保会計は原則独立採算性で運営されなければならない従って税率を算定する際に不足が推計される場合についてはその不足分を国保税でまかなう。これが国保の大前提でございます。とはいいながら負担が多すぎるということで税率を決定したというのは繰り返しご説明しているところでございます。今原澤議員のおっしゃった中で先ほどの数字と違いますのは約2億円を残す、今後24年、25年、26年の推計をやったときに今の6億5000万円の基金が2億2000万円に低減して27年度に繰り越すという推計になっています。ということに対してその間5パーセント国保税を下げたという、平均下げ率といっても1億円は残るではないかというご指摘だと思います。従って26年度末時点で2億円というものを想定するのが適切なのか1億円というものを想定するのが適切なのかという非常に判断が難しいところですが、あえて申し上げさせていただくと私は30億円の会計を回すのに1割の3億は重要であろうと思っていますし、今ご指摘のあったように、県の指導というのはちょっと根拠を明らかにしてませんが、1億5000万円であるとかあるいは原澤議員が1億で良いのではないかと、これは考え方だというふうに思います。ただしもう1点言わせていただくと確かに今収入も非常に減っている中で高齢者も増えてらっしゃいます。そういう中で負担が決して軽くない、端的に言うと重たいと、これは事実だと思っています。とはいいながら国保会計をきちっと維持していくということも国民的ニーズ、翻ると全ての町民が安心して医療が受けられるという体制を確保することも大切だと思っています。そういうことを考えたときに、今回5パーセントを下げたという形で推計に基づく最終的な1億円という基金よりはですね、ご負担重たいのは分かっているけれども、今と同じ負担率であと3年間やっていただいてその4年後に急に上げるといったような事がなくても済むという形での国保税の設定を24年度からする。言い換ええますと従前と同じ負担、国保税率でお願いするという形の判断をし、この議会に上程しているところであります。

議長 (久保秀雄君) 10番原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番 (原澤良輝君) いろいろ理屈はつけるとつくと思います。ただ56パーセントという推計をしたと、そういうふうなことについては、やはりちょっと間違っていたなというふうに思っています。国保運営協議会の方でこの前の時は値下げをして欲しいというような要望があって、今回は据え置きというふうな要望だとお聞きをしているんですけども、今回ののはまだ正式には受けていないですけどもそう聞いています。一応、町民との約束というのがあると思うんですね。文字を利用して、日本人というのは非常に文化が発展してきたし世界で有数な国になったというのも日本人の勉学というか勤勉性のたまものだと思っています。やはり行政と町民との信頼というのは約束が守られるか守られないかだと思いま

す。理屈通りにいろいろやったり、それから文章の書き方の問題もありますけれども町民が騙されたとか、約束を果たして貰えなかったというふうな感じが残るとするのは非常にまずいと思うんですね。それはいろいろ杓子定規に考えたときに、そういう形で、いやこういうふうに言ったんだよ、それはあなたの取り方が間違っただよ。ということで理屈をつけて納得させてそれはそこで済むかも知れないですけども、やはり町長はそういうのを避けなくてはいけないと思います。ある程度はやはりこういう問題でちゃんと広報で出して約束したのだから、パーセンテージは28パーセントと28パーセントじゃなくて、20パーセントと20パーセントの半分とすれば町民も納得すると思うんですよ。ですから28パーセントだから足りない分は町が出さなくてはいけないよと、そういうとらえ方もありますけれども例えば町が20パーセントにするから加入者も20パーセントにしようということで、20パーセント、20パーセントにすればですね、それは町が28パーセント出さなくても納得をすると思うんですよ。ですから例えば28パーセント町民が負担した分の内の8パーセントは返すとかそういう形にして町民との信頼関係を築く方法というのは、これは町長の知恵だと思います。ですからそういう形でやっていただきたいと思います。多分、据え置きの試算ですと2億2000万円余りますよという話で、5パーセント引き下げた場合は1億1000万円基金として残りますよという町で出してくれた試算です。この試算については非常に分かりやすい試算だと思って評価をしています。ですから前回の時はちょっと分かりづらいところがいっぱいあったんで皆迷ったところもありますけれども今回のそういう試算の方法というのは分かりやすいので良いなと思います。ただ、分かりやすいんですけども、町民に対して広報でちゃんと出したことに対しては、町はある程度責任をとらなくてはいけないと思います。ですから28パーセントを町民が負担したので町も28パーセント負担しなくちゃいけないよというのは、私の考えなんですけども、そういう事じゃなくて20パーセント、20パーセントとか、15パーセント、15パーセントとかというそういう方法とかはあると思うので、そういうことで町民と町との信頼関係という、これが一番これから行政を進めていく時に大事なんだと思います。これから、後期高齢者医療保険制度とか介護保険制度のいろいろの保険料の料金の問題が出てくると思います。国は3月の内に都道府県単位に国民健康保健をまとめるという法案を出すという方針を決めています。官僚が作ったという怒られてしまうんですけども、政権が変わったとしても出てくるのかなというふうに思っていますし、これを反対するところもありますけれどもそうなった場合に、過大に基金を貯めておいたらそのまま移行するという形にならざるを得ないことになっていますし、3年間ということじゃなくて、1年、24年なら24年という様な形で考えてそういう運営をしていった方が良いのではないかなと思っているんですけども、その辺はどうですか。

議 長（久保秀雄君） 町長岸良昌君。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 繰り返しになって申し訳ありません。6億5000万円の基金が2億2000万円に減っていく。3年間で約4億3000万円減少していくと、つまり基金をある程度減らしながら回していくという国保負担率を想定しているということはお存じの通り

でございます。また国保会計について市町村単位でやっていくのが合理的かということについては私は、はなはだ疑問だと思っておりますし県単位に持っていくべきだと思っております。ただしそれについては県単位ということで群馬県で決めるということには行かないだろうと。例えば太田、前橋あたりがみなかみの面倒をみるよ、という形になりますのでそれを狭い範囲でやっている答えが出ないだろうと、これは国の方の動きとして全国一律に広域化を県単位ということで図っていただくと、みなかみ町にとっても有り難いことだと思っております。その時に基金があればそれだけ無いところも有るところも同じ取り扱いになるので基金がたくさんあっても損だよという指摘だと思います。繰り返しのなってしまうが26年度に2億円という基金でそれから先のことも想定しながらやっていくということではそれほど筋の違った推計ではないというふうに思っています。まとめさせていただきますと、国保の会計の広域化、これは当然のことでその方向に行っていたいただきたいというふうに思っていますし、かといって必ずそれが早急に有るのだという前提で基金をゼロにしてしまうという行政指導も取りにくいと、両方のバランスだろうというふうに思っています。今原澤議員のおっしゃったこと中身はよく分かりますし、そういうことというのは想定しながら行かなきゃいけないと思いますけど、やはり国保会計が安定的に回るということを想定した国保税率になっているということでぜひご理解賜りたいと思っています。

議長 (久保秀雄君) 10番原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番 (原澤良輝君) いろいろ申し上げましたけれども、町民との約束を守るという意味でご配慮とか条例を考えていただければ有り難いと考えています。時間がありますので、次の問題です。柔道の事故率の高さの問題で安全対策についてということで、一般通告させていただきました。高橋議員のところ非常に有効な回答をいただいたので、有り難いと思っています。スポーツ基本法が制定をされてスポーツを具体的に振興してくれるというような教育課長の回答もいただいておりますので、その通り進めていただければ有り難いと思います。特に危険な技とかについてはいろいろ研修をして安全なようにお願いできればと思います。あと、町立幼稚園の保育料なんですけれども給食費も含めて月額5,000円、年60,000円ということになっているんですけれども、一方でですね、私立幼稚園の方には保育料分が国の奨励金というので支給されるということでこれが支給されて私立の方は、「実質無料」というふうなことになっています。そういうことなので子育て支援の具体化ということで、町立の幼稚園についても私立並みに無料化になるようなことを求めていきたいなと思います。もう1点は、保育園の保育料なんですけれども、2人目が半額、3人目は無料ということになっているんですけれども、これも子育て支援ということではですね、やはり若い人たちがこの町に定住するということになりますし、新幹線を使って東京の方に通っている若い方もおります。帰ってきたときにお店が閉まっちゃって買い物ができなくなって困るという声も聞いているということなんですけども、やはりこういう子育てに対して理解をしてくれるという町をすれば、そういうのを比較的無理をしてでも、定住したいという人も増えてくるのではないかなと考えています。その辺の所をお聞かせ下さい。

議 長 (久保秀雄君) 町長岸良昌君。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長 (岸 良昌君) 先ほど阿部議員の時に、子育て支援は重要だということで何点か申し上げたところです。1点だけ確認させていただきます。保育園、幼稚園の保育料の無料化ということで2年前議会の方からご提案をいただきました。その中でご相談しながら従前、公立の数字だけ申し上げますが、給食費を含めて7,600円だったところを、2,600円軽減して5,000円にし、その時に私立の幼稚園については保育料一人当たり5,000円の補助を行ったと、これは年額に直すと月5,000円ですから60,000円。その時に補助を増額させていただいたと。これは議会とご相談した結果としてやっております。その他のことも多々ありますが、1点だけご説明させていただきます。私立保育園については、就園奨励補助金が入っております。どうなっているかということと保護者負担額が、年間813万円、必要額の約26%程度を頂いているというのが実態でございます。そのうちの保育料の5割程度は就園奨励金で戻って来ているというのは現実でございますが、逆に公立幼稚園の運営費については、総額9800万円くらいかかっているところを、保育料の総額としては567万円を保護者全体から頂いているということですので、公立幼稚園児については父兄の負担が1割以下という数字になっております。これが事実の数字でございます。とは言いながら今最後にご指摘がありました。2人目3人目というところの保育料の検討をした方が良いのではないかとご指摘だと思います。これについては保育園等の保護者と懇談するときにそういうご指摘の頂いておりますので24年度からとは、まいりませんけれどもあらためて議会とご相談しながら3人目が良いのか2人目の半額が良いのかあるいは今の制度というのは幼稚園に3人いたら3人目が無料ということですが、幼稚園に3人そろっていなくても、中学生のお兄ちゃんがいようと、高校生のお兄ちゃんがいようと3人目は金かかるのでお手伝いした方がよいと、この辺のご判断は誰がするというのではなくて町の方を決めるということで議員の皆さんあるいはその他の有識者の皆さんと相談していきながら進めるものだと思っています。子育て支援というのは大切だという認識は強く持っておりますのでよく相談しながら検討課題はあるのかと思っております。一言で言うと2年前に議会とご相談した補助水準、あるいは保育料が今の数字ですので、24年度はそのまま行くという形での予算組となっております。

議 長 (久保秀雄君) 10番原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10 番 (原澤良輝君) ありがとうございます。幼稚園費の方なんですけれども、私立の幼稚園費については、補助金を入れると実質無料になり公立の方が負担が高くなっているということだけは認識して欲しいと思います。分かっていますか。それだけちょっと認識して貰えればと、あとは検討して引き下げをお願いいたします。以上で質問を終わります。

議 長 (久保秀雄君)

議 長 (久保秀雄君) これにて10番原澤良輝君の質問を終わります。

議 長（久保秀雄君） 以上をもちまして、一般質問を終わります。

休会の件

議 長（久保秀雄君） お諮りいたします。

明3月9日から、3月15日までの7日間は議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（久保秀雄君） ご異議なしと認めます。

よって、明3月9日から15日までの7日間は休会とすることに決定いたしました。

散 会

議 長（久保秀雄君） 3月16日は午前9時から、会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。大変、ご苦労さまでした。

（ 13時52分 散会 ）

